

第2部 保存整備工事

第1章 前回の保存整備工事とその後の経過

保存修理に至る経過

埼玉県では埼玉古墳群を史跡公園として整備する「さきたま風土記の丘」整備事業を昭和42～43年度に実施した。この事業には古墳群のガイダンス施設である「さきたま資料館（現さきたま史跡の博物館）」建設も含まれていた。しかし、そこに展示すべき資料が欠如していたため稲荷山古墳埋葬施設の発掘調査が昭和43年8月に行われたわけである。調査により墳頂部から礫塚と粘土塚の二つの埋葬施設が見つかり、比較的良好に遺存していた礫塚からは多くの遺物が出土し、昭和44年10月開館のさきたま資料館で展示に供されていたのである。

その後10年が経過し、昭和53年に傷みの進行した遺物を保存修理する過程で鉄剣の一振りから115文字の金象嵌文字が発見されたため、出土遺構である稲荷山古墳を訪れる見学者数が飛躍的に増加した。発掘調査後、礫塚・粘土塚は覆い屋をかけて現状で見学に供していたのであるが、傷みが進行し崩壊の危険が生じていたが、見学者の急増で覆い屋に至る登頂階段も損傷が進行した。

そこで、文化庁の指導を受けて昭和57年度から3年次計画で稲荷山古墳の保存修理事業が国庫補助事業として計画された。その年次毎の主な内容は

- ① 採土で前方部が失われ、崖状になっていた後円部の崩壊面の保護工事
- ② 二つの主体部を埋め戻して保存する工事
- ③ 傷みの激しい木製の登頂階段を銅製の耐久性のあるものに替え、修景を行う工事

を実施することであった。事業の実施にあたり、識者の集まりである「稲荷山古墳保存整備協議会」（以下「協議会」と略）を設置して意見を聴取し、事務局を当時の県教育局文化財保護課とさきたま資料館において実施した。

昭和57年度

上記①の工事を実施した。崩落土砂を除去して墳丘盛土面を露出した後、その上に最大勾配約30°の法面を新たに盛土造成した。墳丘盛土は遺構保護の観点から段切り等は行っていない。その代わりの措置として、墳丘盛土の裾付近に編み柵を打設するとともに、墳丘と新規盛土の表面境界にU字溝を設置して新規盛土のすべりを防ぐこととした。新規盛土はローム土を30cm厚単位に、ブルドーザーを使用して転圧し、表面に筋目を張った。（細部は人力及びタンバーを使用。）編柵は長さ5mの皮剥丸太松杭を1m間隔で20mにわたり、2.5m打ち込み、地表に出た部分の裾に幅1.24mのポリエチレン製ネットを張り込んだ。（事業費：500万円）

また、この年度の協議会において、両主体部の埋没保存及び礫塚のレプリカ表示と粘土塚の範囲表示、新規登頂階段を新規造成法面に設置することなどが示された。

昭和58年度

上記②の工事を実施した。覆屋を解体撤去して両主体部を川砂で埋め、礫塚直上約50cmに、ポリエステルF・R・P成型のレプリカを設置した。レプリカ表面は水性アクリル塗料で彩色とともに、排水対策として崩壊面のU字溝に排水溝を取り付けた。両主体部の埋め戻し部分の養生た

め、そのまわりにコンクリートで基礎を築き、景観との調和をはかるため、コンクリート擬木の防護柵を設置した。(事業費：1000万円)

昭和59年度

上記③の工事を実施した。新規に造成した法面に見学者の流れを考慮して、中段に踊り場を設け、その上部が幅2m、下は二股に分かれた幅1mの形状とした鋼製階段を設置した。利用者の安全と登頂のしやすさを考慮し、ステップを歩道橋の基準に即して設計してあり、擬木の手すりを取り付けた。階段上部から墳頂部へは傾斜は緩くなるが、斜面を登らなくてはならないので、傾斜に合わせて幅2mの擬木階段を12段設置した。墳丘西側の丘登頂階段は撤去した。

また、前年度実施した主体部防護柵内の表土をソイルセメント混合のローム土・山砂で表面を改良舗装するとともに、煉瓦で粘土櫛の範囲表示を行った。さらに、新造階段上部から主体部周囲を巡る見学路と墳丘頂部の見学広場を防護柵内と同じ材質で舗装した。墳頂部周囲は主体部の埋め戻しでかさがあがり段差が生じたため、表面を擬木仕上げの「L」字形のコンクリート基礎で土留めを行い、その外方に若干の盛土と植栽を行い、目立たないよう工夫した。

そのほか、転倒により墳丘損壊の可能性のある立木も伐採することとし、新造階段の登り口脇にアルミ製の解説版を設置した。(事業費：1500万円)

以上、保存修理事業の詳細は、埼玉県教育委員会1985『史跡埼玉古墳群保存修理事業報告書 稲荷山古墳』を参照されたい。

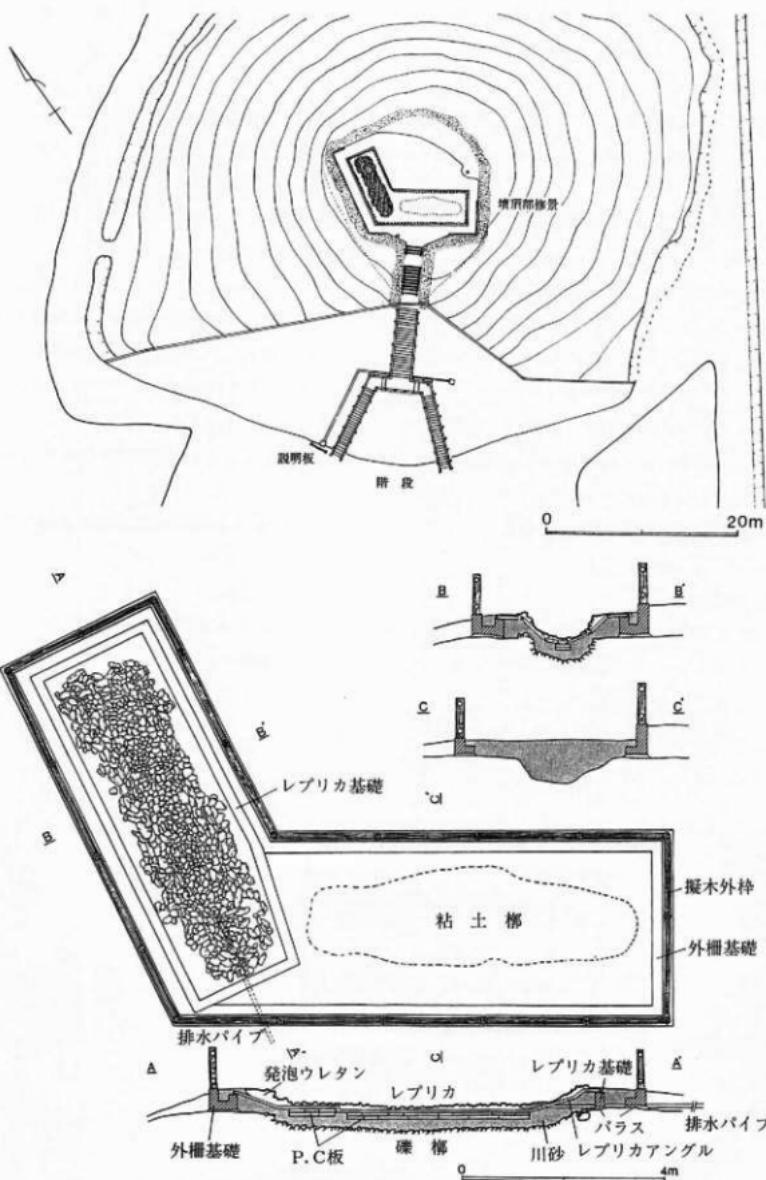
その後の経過

礫櫛のレプリカは太陽光線の直接の暴露により、人工樹脂の劣化と退色が進行したため、平成2年に補修を行ったが、現在までの間に彩色は再び退色し、人工樹脂の劣化がさらに進行している。

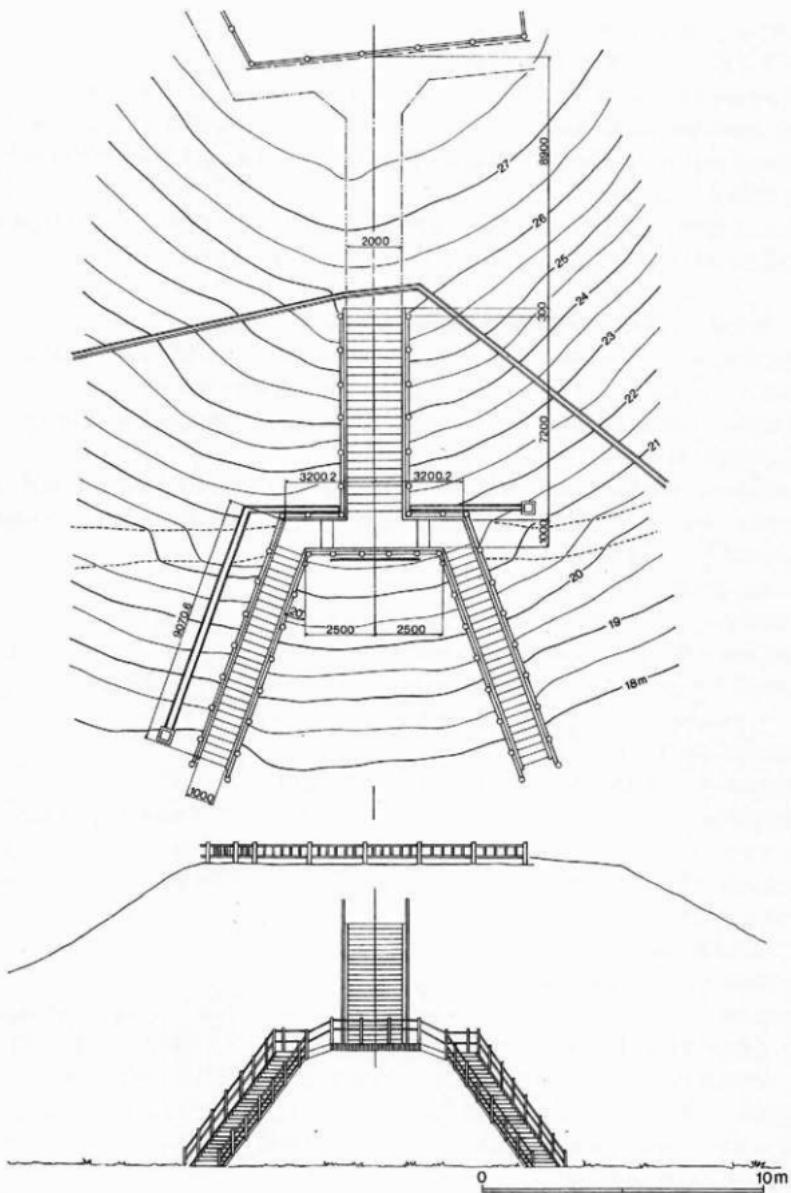
また、粘土櫛は輪郭を煉瓦タイルで示しているだけなので、より立体的な復原が要望されている。このような状況から、現在、再整備の検討に入っている。



写真3 工事前の稲荷山古墳



第90図 埋葬主体部の保存と活用



第91図 階段の設置工事

第2章 事業計画の策定と協議の経過

第1節 保存・整備事業の組織

保存整備事業の基本計画を定める「史跡埼玉古墳群保存整備協議会」は、平成8年度に終了した將軍山古墳保存整備事業の協議会を中心とし設置した。本協議会は、埼玉県教育委員会が実施する「史跡埼玉古墳群保存修理事業」に係る古墳の保存対策について協議し、その効果的運用を図ることを目的とする組織である。

なお、「史跡埼玉古墳群保存整備協議会設置要綱」は、平成18年度、埼玉県立さきたま資料館が埼玉県立さきたま史跡の博物館に組織変更されたのに伴い、一部改正された。

第2節 史跡埼玉古墳群保存整備協議会の運営

協議会は、年2ないし3回開催してきた。各年度の第1回協議会では、前年度事業の総括と当年度事業について協議し、第2・3回会議では、当年度事業の経過報告と翌年度事業計画についての協議を行い、毎回現地視察を行った。以下、各回の会議録に基づき、協議結果の要点を掲げる。

平成9年度第1回（6月25日）

事務局から、稲荷山古墳の復原整備計画（平成9年から平成13年までの5か年計画）の概要について説明。委員からは、「造出し等墳形の正確な把握」を求める意見があり、事務局は「今後確認調査を実施する」旨説明した。

平成9年度第2回（11月6日）

事務局から、稲荷山古墳後円部及びその周辺部の確認調査結果について報告。

協議事項として、「翌年度確認調査と復原整備内容」、「その後の整備計画」について語られた。整備計画については、従来の5年計画を、平成17年までの7年計画とする新案が語られた。また、バリアフリー整備としての、エレベータ等機械昇降施設設置の可能性が検討された。

平成10年度第1回（6月10日）

事務局から、前年度事業報告とともに、確認調査の出土遺物について説明。

協議事項として、「本年度整備計画」について語られた。委員からは、「稲荷山古墳全体の設計を何よりも先に行なうことが肝心であり、関係課と協議の上、早急に基本設計を作成すること」、「古墳は当初の形に戻すことが原則であり、前方部破壊以前の測量図、写真等を活用すること」、「周囲は、埋めた方がよい」との指導・意見があった。

平成10年度第2回（12月2日）

事務局から、当年度実施の確認調査について現地説明。

協議事項として、「今後の復原整備」について語られた。事務局からは、「前方部と二重周囲の復原、見学路の整備、埴丘テラスと中堤、2か所の造出の整備」について説明し、承認された。また、翌年度事業については、「整備工事を休止して範囲確認調査に重点を置く事業とすること」で承認された。委員からは、「来年度の調査箇所は重要な部分である。埴輪の出方にもよるが、部分調査ではなく、周囲と中堤を通して掘るべきではないか」との指導・意見があった。

平成11年度第1回（6月24日）

事務局から、これまでの経過と前年度第2回協議会で承認された「復原整備の全体像」について、

「築造当時の姿に戻すことを前提とし、埴輪列の復原は今後の調査結果を踏まえて検討する」、「古墳の外周を旧地表面のレベルまで盛土復原するためには、現地表面から40～110cmの盛土工事が必要となる」ことを改めて説明。

協議事項として、「本年度確認調査の実施内容（位置は前方部周辺、主眼は周堀平面プランの確認と丸墓山古墳との新旧関係の確認）」について諮られた。委員からは、「発掘調査に際しては、将来的な埴輪列の復原に備えて、埴輪の出土位置、内容を正確に把握すること」また、「現地視察の結果をふまえ、「公園内の樹木について、古墳の景観上支障となるものは伐採を検討すべきである」との指導・意見があった。

平成11年度第2回（11月30日）

事務局から、当年度実施された確認調査の結果について、「前方部前面の周堀平面プランは直線的であること」、「外堀南西コーナー付近にブリッジ状の渡り堤を確認したことなどを報告。

協議事項として、復原整備計画の変更について諮られた。「当初は外堀までを含めた稻荷山古墳全体の復原を予定していたが、財政状況を反映し、前方部の復原を中心とした整備を平成17年度まで実施する計画内容に変更すること」、「中堤・外堀の復原については、最終的には必要であるが当面現状のままとすること」を説明し承認された。委員からは、「外堀のプランについて、さらに詳細な調査を行い、把握に努める必要がある」、「古墳整備は公園整備と連携して実施して欲しい」との指導・意見があった。

平成12年度第1回（6月21日）

事務局から、前年度事業の結果と、本年度実施設計を行う旨を報告。

協議事項として、「今後の整備内容と本年度復原工事」について諮られた。事務局から、「古墳時代的な復原工法は予算上困難であり、将軍山古墳整備で実績のあるしがら工法が有力」と説明。委員からは、「植栽については現在様々な手法が検討されているため、芝貼り以外の方法も考慮した方がよい」、「後円部の整備を行った方がよい」との指導・意見があったが、後者については財政事情から将来的課題とせざるを得ない旨を事務局が説明。「周堀の復原は水堀とせず、段差による表示とする」方針が固まった。表面は、「湿性植物の植栽等」が考えられた。

平成12年度第2回（2月2日）

事務局から、年度事業の経過報告と実施設計の概要について報告。

協議事項として、「古墳復原像と次年度及びそれ以降の整備計画」について諮られた。委員からは、「埴丘造り出しの平面プランについて確実か」との確認があった。事務局から「先端部と上面は破壊を被っているが両側面は大丈夫である。他の調査例も検討した上で最終決定する」旨を説明。委員からは、「外堀のプランについて、さらに詳細な調査を行い把握に努めるよう」との指導があった。また、事務局から、その他事項として「二子山古墳の埴丘と中堤の裾部が水に浸食されており、崩落防止の措置を検討したい」旨を報告。

平成13年度第1回（6月20日）

事務局から、前年度事業を報告し、委員から、「しがら工法の詳細について」質問があった。

協議事項として、「本年度以降の整備内容」について諮られた。事務局から、「後円部既存細道の仮設階段設置につき県単独事業として行う」旨を説明。次年度以降の展望として、委員からは、

「稲荷山古墳周囲に接して実施される旧忍川河川改修事業との調整にしっかり取り組んでもらいたい」こと、「さきたま古墳公園が多くの方の訪れる史跡公園であることをふまえ、稲荷山古墳の復原整備はできるだけ速やかに完成させ市民に提供してもらいたい」等の指導・意見があった。

平成13年度第2回（1月30日）

事務局から、本年度事業の経過を報告した。委員から、「盛土工事について、種類の異なる土の混在を中心とする指摘」があり、事務局から、「近在の工事残土を集中的に確保できたので心配ない」旨を説明。

協議事項として、「次年度以降の復原整備」について諮られた。事務局から、「芝の種子吹付けを基本として従来の植物群との混植も検討する」旨を説明。委員からは、「メンテナンスを視野に入れて考えること」、「前方部頂上の日陰対策など利用者のための植栽も検討にいれて欲しい」、「難しいが在来種の活用を考えてもらいたい」等の指導・意見があった。

平成14年度第1回（6月11日）

事務局から、前年度事業の報告（墳丘下段の造成完了）。

協議事項として、「本年度盛土工事の内容」について諮られた。委員から、「土砂崩壊が心配であり雨水対策を十分とすること」との意見があり、事務局から、「暗渠排水の設置等対策を考慮している」旨を説明。また、「内堀東側の修景の見通し」について質問があり、事務局から、「現在営農中の土地もあり、買収が間に合わなければ内堀の水路東側の修景は今後に持ち越す場合もあり得る」旨を説明。

平成14年度第2回（2月12日）

事務局から、本年度事業の経過報告（墳丘盛土工事の進捗について）。

協議事項として、「翌年度以降の復原整備の内容」について諮られた。「内堀修景の方法」が話題となるが、事務局は、「碎石、芝、雑草抑制シート、自然のままなど複数案を検討中」と説明。委員からは、「周囲の修景はあまり人工的でも自然のままでよい」と、「メンテナンスが容易であることが整備の成功に影響する」等の指導・意見があった。また、内堀修景については、「用地買収の未了から整備範囲を縮小する、用水路は生かしておく必要があるため、整備範囲を用水路より西に当面限る」旨を事務局が説明し了承され、整備事業の範囲が確定した。

平成15年度第1回（6月11日）

事務局から、前年度事業の報告（墳丘上段の造成等）。

協議事項として、「本年度及びそれ以降の復原整備の内容」について諮られた。修景方法については、「メンテナンスの負担を避けるべきである」という協議会の方針に沿い、「瓦塚古墳同様敷砂



写真4 平成11年度第1回協議会



写真5 平成14年度第2回協議会

利と小舗石による表示とする方向で検討中」と事務局が説明した。また内堀を渡る見学路については、敷砂利土橋、木道、踏み石等の候補が挙った。委員からは、「あくまでも見学用であり、本来的に古墳に付随したものでないことが分かるようにすること」、「便益的な施設はユーザーにやさしいことと管理しやすいことが重要であり、その点に留意すること」などの指導・意見があった。

平成15年度第2回（2月18日）

事務局から、本年度事業の経過報告（小舗石についての説明等）。また、エレベータ等昇降機の埴丘への取り付けは、実現不可能と報告した。

協議事項として、「次年度以降の復原整備内容」について諮られた。事務局から、「最終年度を平成18年度とする10か年計画案」と「内堀の修景については、敷砂利を予定していること」、「内堀を渡る見学路については、木道案はコスト上実現が難しい」ことを説明し了承された。委員からは、「排水に留意すること」との指導があった。また、埴丘上園路の舗装方法について、アスファルト、砂利、木材チップなどの方法が候補となった。

平成16年度第1回（6月18日）

事務局から、前年度事業の報告（埴丘造成工事の完了）。

協議事項として、「本年度及びそれ以降の復原整備の内容」について諮られた。事務局から、「本格的に着工する内堀修景工事」を中心に説明し、了承された。

平成16年度第2回（1月28日）

事務局から、本年度事業の経過報告。内堀の排水が話題となる。県文化財保護課長から、平成17・18年度の史跡埼玉古墳群保存整備基本計画策定事業について説明。委員からは、「ユーザー調査の実施」、「多方面からの評価システムの整備」、「地元との連携に留意すること」などの指導・意見があった。

協議事項として、「平成17・18年度復原整備の内容」について諮られた。委員からは、「解説板の必要性」が強調されるとともに、「戸塚口山古墳の追加史跡指定」を望む意見があった。

平成17年度第1回（6月16日）

事務局から、前年度事業の報告（後円部の古い階段を丸太階段に更新し、埴丘上の園路が貫通）。県生涯学習文化財課から史跡埼玉古墳群保存整備基本計画策定事業について説明。

協議事項として、「平成17・18年度復原整備の内容」について諮られた。事務局から、「園路整備を優先させ、内堀修景は18年度に持ち越すこと」と「解説板の内容」を説明。委員からは、「解



写真6 平成15年度第2回協議会



写真7 平成17年度第2回協議会

説文は長すぎず、見学者にわかりやすい内容とするべき」、「小中学校の教員と相談するのが有効」、「利用者の目線の高さに配慮するように」などの指導・意見があった。

平成17年度第2回（3月13日）

事務局から、本年度事業の経過報告。県生涯学習文化財課から、史跡埼玉古墳群保存整備基本計画策定事業の進捗について報告。「公園の拡大整備と整合をとりつつ力を入れていきたい」旨を説明。委員からは、「整備の視点を、歴史公園・風土記の丘の延長線、サイトミュージアム、エコミュージアムなど複数ある中でどう定めるか」、「あるがままの整備も大切だが、どういう特徴を拾っていくのかが肝要」、「どのような方向で整備していくのかが大切であり、よその真似にならぬよう」との指導・意見があった。

協議事項として、「18年度整備事業の内容」について諮られた。事務局から概要説明後、報告書、解説板が話題となる。後者について、何語の表記を盛り込むかが議論となった。

平成18年度第1回（6月13日）

史跡埼玉古墳群保存整備基本計画の本年度策定と、次年度からの新整備計画の始動に望み、11名の委員による新たな体制となる。

事務局から、前年度事業の報告。また行田県上整備事務所からさきたま古墳公園整備について報告。後者について、委員からは「本公園は史跡の周辺部に用地を広くとった公園として注目されており、機能については全国の例を眺んで特色づけてもらいたい」との意見があった。

協議事項として、「本年度復原整備の内容」について。事務局から、「解説板の設置位置」について説明し、了承されたが、内容については、さらに細部の検討を行うこととなる。県生涯学習文化財課から、史跡埼玉古墳群保存整備基本計画策定事業について説明。委員からは、「景観保存を視野に入れること」などの指導があった。また、特別史跡指定への展望が話題となった。

平成18年度第2回（12月1日）

事務局から、本年度事業の経過報告（内堀修景工事、刊行予定報告書の内容、古墳復原完了出来高測量の仕様など）。次いで史跡埼玉古墳群保存整備基本計画について報告。

協議事項として、「基本計画に係る今後の整備方針」について諮られた。まず古墳群を横断する県道のあり方が話題となる。現道を切り替えもしくは地下道化するのか、あるいは現道をそのままとし、地下道・歩道橋で安全に横断する方法をとるのか、安全・快適性・現実性に照らし更に検討することとなる。ほかに委員からの指導・意見として次のとおりあった。「サイン計画では各サイクルの目的を整理し、見学者が混乱しないよう適切な数と配置をデザインするように」、「古墳群の整備なので古墳は当然だが、石田堤のように古墳を利用した造構も大切にして欲しい」、「削平された小円墳の復原的造構表示は、実物と混同されないようにするべきだ」、「古墳は、その上からの眺めにより価値が最も伝わるので、頂上からの眺望を確保できると好いと思う」。

平成18年度第3回（2月13日）

事務局から、当年度事業の経過報告（報告書作成、古墳復原工事、古墳解説板製作、古墳復原完了出来高測量について）。引き続き史跡埼玉古墳群保存整備基本計画について報告。

協議事項として、基本計画の内容と、それに基づく今後の整備計画について。委員からは、基本計画と今後の事業について、「熊本県江田島山古墳と福岡山古墳との関係に注目し、所在自治体同士の交流など地域間の連携をはかって欲しい」、「ボランティアの活用と連携を図って欲しい」などの指導・意見があった。

第3章 基本計画

事業の本格的展開に先立ち、「稲荷山古墳保存整備事業基本計画」が平成10年3月に策定された。要点は以下のとおりである。

なお、実施期間は事業の過程で延長されているが、本章は計画当時の内容を紹介している。

計画の目的（原文）

史跡埼玉古墳群中の前方後円墳である稲荷山古墳は、埋葬施設から出土した鉄劍から昭和53年に金錯銘が発見され、昭和58年に一括して「国宝武藏崎玉稻荷山古墳出土品」として指定された。以来、稲荷山古墳の名は全国的に知られるところとなり、多くの見学者が古墳群を訪れている。

しかし、稲荷山古墳は昭和12年に土取工事で前方部が失われて以来、昭和51年に内堀の一部を復原しただけで現在に至っている。そのため見学者に墳形や堀の形態について誤解を与えたり、また、堀の中の水によって墳裾部分の浸食が進み、古墳の保存状態も悪化している。

こうした問題を解決し、見学者に本来の稲荷山古墳の姿を見てもらうために古墳築造当時の姿を復原し、その保存と活用を図ろうとするものである。

復原の形態（原文）

古墳築造当時の姿に復原することを基本として、以下のように策定する。

- (1) 墳丘の保存状態と墳丘据ラインの確認調査を実施し、削平される以前の墳丘の実測図も参考にして失われた前方部の土量計算をし、盛土復原して整備する。
- (2) 形態の不確実な内堀・中堀・外堀・造出し部分について確認調査を実施し、規模を把握した後、整備を行う。
- (3) 現存の階段は移動し、前方部および括部付近に新たに階段を設置し、墳頂には後円部の砾桟レプリカ展示部分へ続く通路を設ける。
- (4) 周堀は調査結果を基に、築造時の状態に近い環境で整備する。
- (5) さきたま古墳公園の施設との連続性を持たせた整備とする。

事業期間と内容

平成9年度から平成15年度までの7か年とする。

主な事業

墳丘 墳丘盛土工事：平成10年度から3か年 墳丘植栽工：平成13年度

墳頂施設・階段・圍柵工事：平成13年度から2か年

周堀 周堀実物大復原工事：平成13年度から2か年 周堀植栽工：平成15年度

周堀橋脚設置工事：平成15年度

設計 墳丘実物大復原設計：平成9年度から4か年

周堀実物大復原設計：平成9年度・平成12年度から3か年

便益 解説板製作設置：平成15年度

整理 資料整理：平成14年度

報告書 整備報告書作成：平成15年度

第4章 基本方針・実施設計

第1節 基本方針の背景と前提

前章の基本計画をふまえ、平成12年度に『稲荷山古墳復原工事設計業務報告書』が作成された。事業は（株）環境設計研究所へ委託された。

本章は、その一冊である『稲荷山古墳復原工事設計基本方針報告書』について、主な内容を再構成したものである。

1 計画内容の見直し

基本方針では、事業目的は基本計画を継承しつつ、厳しい財政事情を反映し以下のとおり内容が変更された。

・事業期間は、「平成9年度～平成15年度」までの7か年計画を、「平成9年度～平成17年度」までの9か年計画とする。

・復原範囲は、外堀を含めた古墳全体とする計画を、失われた前方部の復原と内堀までとする。

計画変更の経過は第2章の協議会の記録にも見られるが、次章で改めて述べる。

実施設計は、本章の全体設計をふまえ各年度ごとに作成されている。そのため、第6章で述べる工事の仕様は、細部で本章の結論とは異なるものがある。本章の内容は、ことわりがなければ平成12年当時のものである。

2 復原基礎データ

墳丘主軸長 120m

前方部標高 27.6m 同頂部平坦面幅 16m 同奥行 10m

後円部径 57m 同標高 28.6m

くびれ部幅 34m 同頂部標高 23～24.0m

造出し標高 17.7～18.0m

基壇幅 1.8m 同標高 18.0m

段築テラス幅 1.8m 同標高 22.0m

なお、基本計画策定時、前方部前端の基壇は主軸付近で幅広になると考えられていたが、確認調査の結果、平面形は直線的であることが確認され、基本方針において復原案は修正された。

3 設計の条件

設計の前提として以下の条件を設定する。

①平面プラン：前方部前端は直線で復原する。

②基壇：幅2m程度の基壇を設ける。上面のレベルは、旧表レベル（約17.7m）かそれより高くする。

③段築（テラス）：後円部で確認された幅約2mのテラスを参考に、前方部も2段築成とする。

④埴輪：設置しない。

⑤しがら工事：北部公園建設事務所と相談の上、工法を選択する。最新工法と従来工法（しがら工法）をよく比較して選択する。

⑥階段移設：下段を移設し、上段は再利用する。

- ⑦仮設見学路設置：工事中仮設階段を設置するか全面立入禁止とする。
- ⑧後円部との接合修景：後円部の修景は行わない。継ぎ目は植栽による区分表示など。
- ⑨仮設見学路の位置：1 くびれ部、2 前方部南側（前方部頂上が見学路となる）
- ⑩内堀の修景：埋め立てた現況を再掘削し、湿地性の植物などの植栽をすることで内堀の範囲を示す。

第2節 実施設計

1 前方部復原プラン

調査で確認された遺構ライン（現況図）を復原の基礎とする。遺構ラインを結び、ラインから内堀傾斜角50°で旧地表面の標高18.0mまで伸ばしたラインを基壇の外側のラインとし、墳丘の外郭ラインとする。

頂部標高、同平坦面の規模は前掲のとおり。また前方部前端の墳裾より頂部へ30°の傾斜で斜面を構成していくと頂部平坦面の位置が決定する。なお、頂部平坦面は、墳丘中心軸線に対し左右対称とする。

くびれ部の幅は、昭和12年作成の実測図に基づき6.2mとし、また頂部高は前掲のとおり23.0mとして、頂部平坦部のラインと結び墳頂の形とする。さらに、この墳頂のスロープを延長し、22.0mとなる点を求めておく。墳丘平面部の南側の角より墳丘の外郭ラインへ垂線をおろし、この垂線で切った頂部より基壇までの高低差9.6mとなる断面を考える。墳頂と基壇を結んだ斜線と高さ22.0mの面との交点を中心として幅1.8mの段築をとる。平面上で、この点と先ほど求めた高さ22.0mの点を結んだラインが段築のラインとなる。前方部から復円部へは、立面上にも平面的にも曲線状にすりつくような墳頂面を想定した。

以上により、墳丘の外郭ライン、基段のライン、墳頂の形と位置、段築のラインが決定された。造出し部については、発掘ラインから内堀傾斜角50°で墳丘裾の標高18.0mの高さまで立ち上げたラインを造出し平坦部のラインとする。

2 墳丘盛土工法

盛土材料：必要な土量は9570m³。望ましい土質はローム。材料の調達は流用土を基本とする。

盛土の問題点：勾配のきついところの処置方法であり、通常の盛土では1:1.5の勾配が安定する限度である。

盛土の課題：①急勾配のところが安定する工法、②墳丘のおさまり・見栄えの良い工法

盛土方法の比較：①通常の盛土（しがらを施す）、②ジオグリット工法の2方法が考えられる。盛土の高さ、勾配によって検討する。

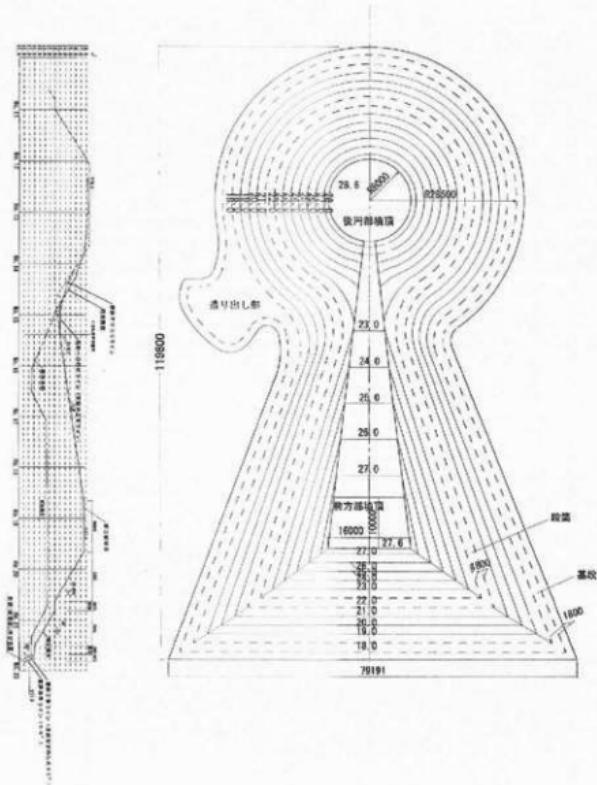
盛土表面の保護：盛土表面は侵食を防止するために、植生によって保護する。

結果：検討の結果、通常の盛土とし、しがらを施す。

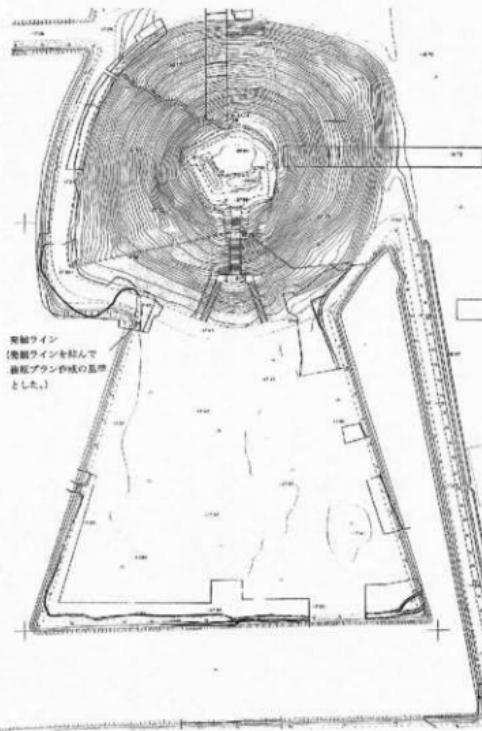
3 くびれ部

くびれ部の問題点：①後円部は現状のまま段築が明確でないため、前方部の段築のおさまりを工夫する必要がある。②この箇所に雨水が集中するので、適切な処理が必要である。

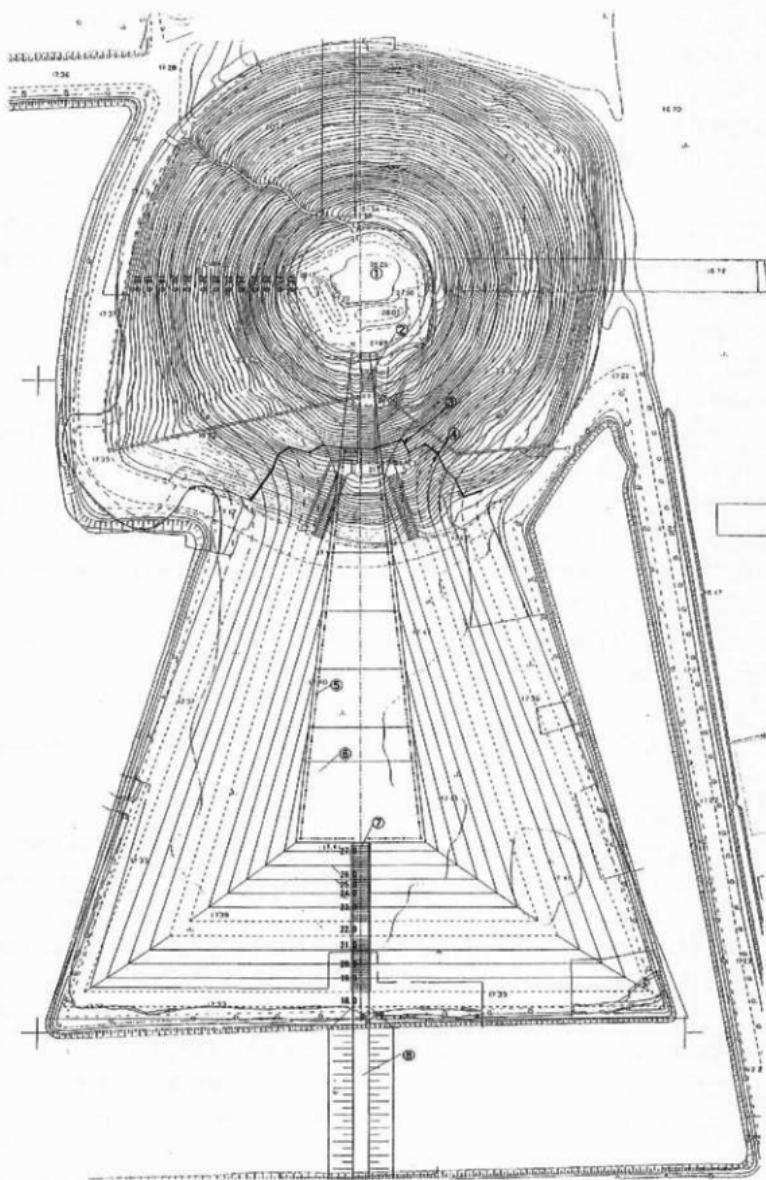
ウニ プラン 図 (1/1000)



現況図 (1/1000)



第92図 現況図(右)・復原プラン図(左)(1/1000)



第93図 復原プラン・現況地形重ね図(1/600)

設計：問題点を踏まえ、①前方部と後円部がなじむように仕上げる。②雨水排水施設を設ける。

4 後円部の階段

現状：階段は2段ある。上段が1箇所、下段が2箇所である。階段は鋼板製、手すりはコンクリート擬木製である。

基本方針：下段は移設し、再利用する。上段は現状のまま利用する。

復原プランとの取合：復原プランでは標高23.0mからなめらかな曲面で後円部墳頂にすりつくことになる。但し、既存の階段（上部）を利用するとなるとなめらかな曲面と階段とはなじみが悪く、見学路としても歩きにくいため、23.0mの面を水平に延ばして既存階段へつなげるプランが合理的であると思われる。

5 基段

基本方針：幅1.8m程度の基段を設ける。旧地表の標高は後円部断面で17.7mが確認されているが、それより高く18.0mとする。

前提：①基段は現況の地表から約0.7mの盛土となる。②発掘調査によると、当初の内堀の勾配は約50°であったが、復原においては盛土勾配の検討が必要である。

条件：①盛土が安定していること。②盛土の表面が崩落しないで、安定していること。③盛土表面は植物によって被覆されて、周辺の景観となじむようにする。④永続性のある工法とする。

検討：①盛土勾配50°で固化材を用いる工法、②勾配は同じでテンサーを用いる工法、③盛土勾配30°で通常の盛土、の3工法を比較する。

結果：検討の結果、基段盛土の勾配は35°とする。工法は、土壤固化材・テンサーを用いない。

現況地盤に対する盛土厚は1m以下であるため、安定上問題ないと思われる。

6 段築

後円部の調査で確認された段築を参考に、前方部も2段築成に仕上げる。標高22.0m、幅1.8mとする。

7 見学用施設

階段：前方部正面の中央に見学路のための階段を設ける。さらにその延長上の内堀部に階段に統く見学路を設ける。デザインは現状のものに調和させる。構造はコンクリート擬木、または鋼板製（コンクリート擬木柵）とする。

見学路の舗装：①砂利舗装、②ダスト舗装、③ソイルセメント舗装の3方法を比較検討した結果、①を基本とする。また前方部墳頂部は傾斜が14%（坂道程度）でやや急であるため、コンクリート舗装で砂利の骨材を表面に洗い出したものとする。表面は砂利の感触があるため、コンクリートの舗装の人工的な感じが薄れ、尚且つ、耐久性の向上と歩きやすい長所がある。

見学路の柵：見学者が見学路から外れて墳丘に立ち入らないよう柵を設ける必要がある。①擬木柵、②擬木と鎖の柵、③木とロープの柵の3者を比較検討した結果、②とし、鎖はステンレスとする。

解説板：古墳の情報を掲示して、見学者が古墳を理解することを助ける。位置は、見学者の目につきやすい地点とする。形状は、見学者が読みやすく、見栄えの良いものとする。子供や車椅子

の利用者を考慮して、高さ・角度を決める。材質は、耐久性が高く維持管理のしやすいものとする。色彩・配色は、弱視・老年の利用者に配慮した大きさ・色のコントラストとし、耐久性の高い印刷とする。

8 古墳の修景

前方部：前方部の盛土表面は植生によって被覆する。植生保護方法として、①種子吹きつけ、②植生シート、③貼芝の3方法を比較検討した結果、①とする。ただし、草丈の低い種類のものを用いる。

内堀：墳丘が水によって浸食されることを防ぐために、内堀には水を貯めない。空堀とすることを基本方針とする。周辺より50cm程度下げて仕上げ、段差により内堀の位置を表す。内堀の表現方法は、見学者に分かりやすいものとする。これらの点から、①湿地性植物による方法、②雑草抑制シートによる方法、③雑草のままの方法、の3方法を比較検討した結果、②とする。雑草抑制シートの上にわずかな覆土（8～10cm）を行ない、雑草が生えにくくする（大型の雑草はある程度根を伸長できる土壤がないと成育しない）、他の部分と区別できるようにする。

第3節 実施計画

1 事業期間と内容

期間は平成9年度から平成17年度までの9か年とする。

主な事業

墳丘　　墳丘盛土工：平成10年度から6か年　　墳丘植栽工：平成13年度

階段・見学路工：平成16年度から2か年

周堀　　内堀修景工：平成15年度から3か年

設計　　設計図・仕様書作成：平成9年度から9か年

便益　　解説板製作設置：平成17年度

報告書　整備報告書作成：平成17年度

第5章 保存整備事業の経過

第1節 事業の概要と経過

稲荷山古墳保存整備事業は、3回にわたる計画変更を経て、平成9～18年の10か年で実施された。平成9年度の当初計画では、5か年で2重の周堀を含む古墳全体の復原整備を目指した。財政環境等の事情を反映し、平成10年度には7か年計画、平成12年度には9か年計画、そして平成15年度には10か年計画となり、前方部の復原と内堀修景をもって平成18年度に終了した。本章では、最終結果に基づき、本節で全体内容の概観、第2節で実施内容を年度別に整理して述べる。

骨子となる事業内容は、①復原整備データの把握と計画策定・設計、②前方部の復原整備、③内堀の修景、④事業成果のまとめと活用からなる。①は、平成9～12年度に現況測量図作成、墳丘・周堀確認調査、基本・実施計画策定を実施した。②は、平成10・12～15年度に、年度ごとに盛土・墳圧・土留め・整形を行い前方部を復原した。なお、後円部は従前のままで、新たな整備は行っていない。②の完了後、③では平成16～18年度にかけて敷砂利による内堀修景工事を行った。計画当初は外堀を含む遺構全域を対象としたが、外堀は当面対象外とし、内堀も民有地にかかる東側部分の整備は見送ることとなった。また②、③に伴い園路等の整備工事を行った。事業最終年度の平成18年度は、④として解説板の製作、古墳復原完了出来高測量の実施とともに、事業内容を包括した整備事業報告書を刊行した。

なお、古墳復原工事のうち、平成9～14年度工事については埼玉県北部公園建設事務所、平成15～18年度工事は埼玉県行田県土整備事務所が実施した。

史跡の原状変更に係る事業については、実施に先立ち、文化財保護法第80（現125）条に基づき、文化庁長官に許可申請を行い、完了後、原状変更終了届を提出した。

年度	事業内容（申請日）	許可文書番号
10	発掘調査（平成10年8月26日）	平成10年9月7日付け指令教文第715号
10	盛土工事（平成10年11月17日）	平成10年12月1日付け指令教文第1053号
10	基準点設置（平成11年2月19日）	平成11年2月26日付け指令教文第1475号
11	発掘調査（平成11年7月7日）	平成11年9月2日付け指令教文第547号
11	内堀埋立（平成12年2月17日）	平成12年3月1日付け指令教文第1155号
12	墳丘復原（平成12年11月29日）	平成13年4月20日付け12委庁財第4の337号
13	墳丘復原（平成13年9月6日）	平成13年10月19日付け13委庁財第4の824号
13	仮設階段設置（平成13年9月19日）	平成13年10月19日付け13委庁財第4の839号
13	発掘調査（平成14年1月10日）	平成14年2月22日付け13委庁財第4の1280号
14	墳丘復原（平成14年8月9日）	平成14年9月20日付け14委庁財第4の698号
15	墳丘復原（平成15年10月23日）	平成15年11月21日付け15委庁財第4の1045号
16	整備工事（平成16年7月7日）	平成16年9月17日付け16委庁財第4の656号
17	整備工事（平成17年12月19日）	平成17年12月19日付け17委庁財第4の1383号
18	整備工事（平成18年10月20日）	平成19年1月19日付け18委庁財第4の1791号

稲荷山古墳整備費

(単位 円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
国庫補助金	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	10,000,000
県費(一般財源)	8,121,811	8,293,697	8,126,247	8,012,207	8,046,490	10,029,263
合 計	16,121,811	16,293,697	16,126,247	16,012,207	16,046,490	20,029,263

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国庫補助金	8,700,000	7,830,000	7,047,000	6,000,000
県費(一般財源)	8,759,318	7,830,205	7,047,595	6,000,000
合 計	17,459,318	15,660,205	14,094,595	12,000,000

(18年度は見込み)

整備事業の主要な工程

種 別	内 容	期間(年度)									
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
委 託	整備前測量図作成										
	中心線・縦横断面測量										
	基本設計										
	実施設計										
	復原出来高測量図作成										
	解説板製作・設置										
	空中写真撮影										
工 事	墳丘盛土復原										
	内堀修景										
	園路設置										
その他の	墳丘・周堀確認調査										
	整備事業報告書作成										

第2節 年度別事業内容

1 平成9年度

墳丘・周堀確認調査：後円部及びその周辺にA～E区の5調査区を設け、後円部と後円部造出しの形状と平面プランを確認した。周堀・中堤については北・東側部分の範囲を確認し、北東コーナー部と直線的な平面プランが明らかになった。

墳丘測量図作成：航空測量による縮尺1／300、20cmセンターの現況平面図を作成した。次年度以降に実施する、古墳実物大復原のための復原方法、土量換算の基礎資料となるものである。

平成9年度

種 別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
墳丘・周堀確認調査					■	■	■	■	■	■	■	■
航空測量図作成					■	■						

2 平成10年度

墳丘・周堀確認調査：平成9年度の調査に引き続き、F～J区の5調査区を設け、削平された前方部の東・南辺部と東側くびれ部の平面プランを確認した。

墳丘断面測量：墳丘の中心線とそれに直交する方向の縦・横断面測量図を作成した。範囲は外堀を含め、測点は10m間隔を基本とし、さらに傾斜の変換点を記録した。平成9年度に作成した現況平面図と合わせ、以後行う復原設計の基礎資料となるものである。

古墳盛土工事：前方部に、高さ3メートルの方台状に盛土工事を行った。1年間の自然填土後、平成12年度から墳丘復原工事が開始された。また、以前に掘削復原されて湛水していた内堀については、隣接する水田からの浸水と墳裾の水食を防ぐために埋め立てることとし、当年度は東側部分を現地表から約0.5m下まで埋め立てた。

平成10年度

種 別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
墳丘・周堀確認調査							■	■	■	■	■	■
古墳縦横断面測量												■

3 平成11年度

墳丘・周堀確認調査：前方部前端周辺、平成9年度調査を補足する形で後円部造出し、後円部北側についてK～S区の9調査区を設定し、範囲確認のための発掘調査を行った。調査面積は約2280m²である。その結果、周堀・中堤南側の東西コーナー部の形状、直線的な平面プランが確認された。古墳に伴う遺物は、内堀から円筒埴輪片、外堀から円筒埴輪片と形象埴輪片が出土した。

古墳実物大復原工事：昨年度に引き続き、湛水している内堀の残り部分について埋め立てを行い、完了した。

平成11年度

種別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
墳丘・周堀確認調査					■							

4 平成12年度

古墳復原工事基本設計：古墳復原工事の実施にあたり、必要な設計図書を作成した。内容は、現況把握、分析評価、基本方針の決定、設計検討等を含るものである。基本方針については、第2部第4章のとおりである。この基本方針を基に、復原工事に必要な設計図及び仕様書、土量・資材等の数量計算書、概算工事費算出書の作成、工期の算定を行った。

古墳实物大復原工事：前方部基壇と墳丘下段下部を造成した。

古墳測量図第2原図作成：平成9年度以降に作成した稻荷山古墳関連測量図について、原図保存の観点から作業用第2原図を作成した。

平成12年度

種別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
古墳復原工事設計					■							
古墳实物大復原工事									■			
測量図第2原図作成											■	

5 平成13年度

墳丘・周堀確認調査：内堀西側について補足調査を行った。

古墳復原工事設計：当年度古墳復原工事の実施に必要な設計図書を作成をした。実施設計では、復原工事を実施するために必要な図面及び仕様書の作成、数量計算、概算工事費算出、工期の算定を行った。また、整備事業終了時における完成予想俯瞰（ふかん）図を作成した。

古墳实物大復原工事：盛土工事、排水路工事、撤去工事などを行った。盛土工事は、前方部墳丘下段上部と造出しを盛土で形成した。排水路工事は、くびれ部に洗砂層によるサンドマットを設け、また当面の雨水に備え、U字側溝と排水管による排水施設を仮設した。既存の解説板は、前方部復原のため仮設階段脇に移設した。

平成13年度

種別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
古墳復原工事設計						■						
古墳实物大復原工事									■			
内堀補足確認調査											■	

6 平成14年度

古墳復原工事設計：当年度古墳復原工事の実施に必要な設計図書を作成をした。

古墳实物大復原工事：盛土工事、排水路工事、撤去工事、内堀漉き取り工事などを行った。盛土工事は、前方部墳丘上段下部を造成した。排水路工事は、段築テラス部に暗渠側溝を全周させ、そのくびれ部両側と前方部南側に集水枠を設置した。くびれ部には前年度に仮設したU字溝を撤去して塙ビ排水管を埋設した。撤去工事では、後円部南側の既設階段手すりの撤去等を行った。内堀漉き取り工事は、内堀修景に先立ち、後円部北西について行った。

平成14年度

種別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
古墳復原工事設計							■	■				
古墳实物大復原工事										■	■	■

7 平成15年度

古墳復原工事設計：当年度古墳復原工事の実施に必要な設計図書を作成をした。

古墳实物大復原工事：盛土工事、内堀漉き取り工事、小舗石縁石工事、丸太階段工事などを行った。盛土工事は、前方部の最上部を造成して完了した。また、後円部の北から東にかけての内堀と中堤部分について盛土と整地工事を行った。内堀漉き取り工事は、次年度の内堀修景に先立ち、前方部周辺について掘削工事を実施した。小舗石縁石工事は、内堀表示のために花こう岩製の小舗石縁石を敷き並べた。丸太階段工事は、盛土工事が終了した前方部前面の中央部分に杉丸太と砂利による階段を設置した。

平成15年度

種別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
古墳復原工事設計							■	■	■			
古墳实物大復原工事										■	■	■

8 平成16年度

古墳復原工事設計：当年度古墳復原工事の実施に必要な設計図書を作成をした。

古墳实物大復原工事：転落防止柵設置工事、園路設置工事、丸太階段工事、内堀排水路設置工事、内堀敷砂利工事などを行った。転落防止柵設置工事は、前方部頂上の縁辺部に丸太柵を設置した。園路設置工事は、前方部頂上と前方部前面で行った。前方部頂上は昨年度に続き碎石路部分の側面に野芝を貼った。前方部前面は、昨年度の仮設園路を切土撤去し、内堀修景の完成時の標高に合わせて造成した。丸太階段工事は、後円部南側の既存鋼製階段を撤去して丸太階段に交換した。内堀排水路設置工事は、内堀西側から南側にかけてボリエチレン有孔管による暗渠排水路を設置した。墳丘部からの雨水をこの排水路に導入するため、泥だめ枠を4か所設置した。内堀敷砂利工事では、

下層に碎石の設置、上層に洗い砂利を敷く作業を行った。当年度は前方部南側の西半分と前方部西側南寄りの部分が完成、前方部西側の残り部分は下層の碎石舗装工事まで実施した。

平成16年度

種別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
古墳復原工事設計		—							—			
古墳実物大復原工事					—	—	—	—	—	—	—	—

9 平成17年度

古墳復原工事設計：当年度と翌年度の古墳復原工事の実施に必要な設計図書を作成をした。

古墳実物大復原工事：内堀濾き取り工事、内堀排水路設置工事、内堀敷砂利工事、見学路設置工事、丸太階段工事、小舗石縁石工事、ロープ柵設置工事などを行った。内堀濾き取り工事は、後円部北側について実施した。内堀排水路設置工事は、前方部南側東半と東側にポリエチレン有孔管による暗渠排水を設置した。また墳丘部からの雨水をこの排水路に導入するため、泥だめ枠を設置した。内堀敷砂利工事は、前方部西側と東側について行った。園路設置工事は、後円部西側の既存園路の撤去を行い、内堀完成時の標高に合わせて造成した。小舗石縁石工事は、内堀内外の立ち上がり部分に縁石を設置し、位置は発掘調査による復原線を基準とした。ロープ柵設置工事は、前方部の西側・南側及び見学路両側について行った。

出土遺物整理：平成9～11年度の3か年に実施した発掘調査の出土遺物を整理した。整理対象となった遺物は、コンテナ130箱分である。

平成17年度

種別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
古墳復原工事設計				—	—	—						
古墳実物大復原工事									—	—	—	—
確認調査出土遺物整理		—	—	—	—	—						

10 平成18年度

古墳実物大復原工事：後円部北側について内堀排水路設置工事、内堀敷砂利工事を行った。

内堀濾き取り工事では、次年度の内堀修景に先立ち、後円部北側について掘削工事を実施した。内堀排水路設置工事は、ポリエチレン有孔管による暗渠排水と泥だめ枠を設置した。

古墳復原完了出来高測量：復原工事完了後、遺構全域を含む約50000m²を対象に、3Dレーザー測量による古墳復原完了出来高測量図を作成した。復原完了直後の姿を正確に記録し、経年変化に備え、今後の保存管理に役立てようとするものである。付図参照。

解説板製作：既存の古墳解説板が老朽化したため新たな解説板を作成し、稲荷山古墳墳頂と西・

南園路入口、隣接する丸幕山古墳南北階段登り口の計5か所に設置した。園路解説板は基本デザインを統一しており、今後、他の古墳解説板を更新する際の共通仕様とする。

報告書作成：本整備事業10か年の経過と成果を、発掘調査と復原整備工事に大別し本報告書を作成・刊行した。

平成18年度

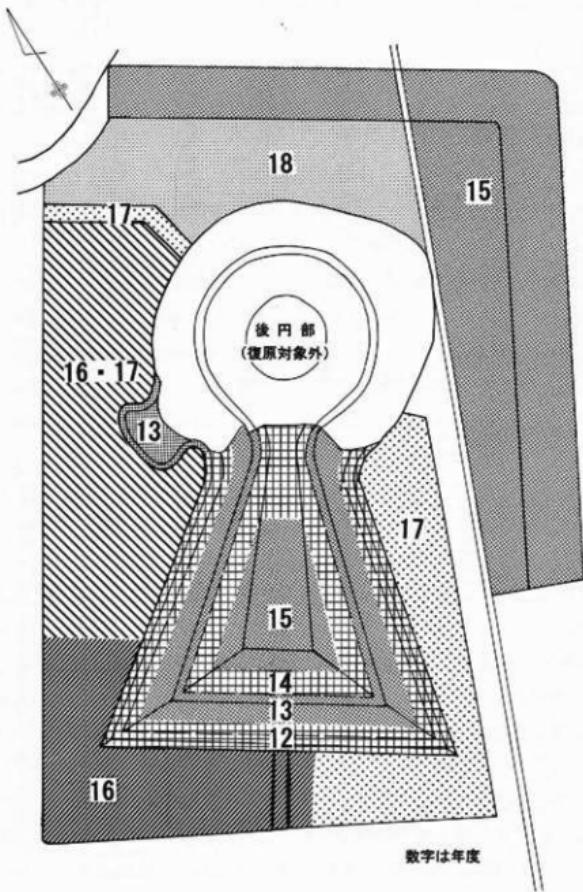
種別	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
古墳実物大復原工事							---					
古墳復原出来高測量								---				
空中写真撮影										---		
古墳解説板製作										---		
整備事業報告書作成	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第6章 保存整備工事の内容

第1節 墳丘復原工事

1 盛土工事（第94・95図）

ほぼ失われていた前方部の復原は、第4章で示した設計に基づき、平成10・12～15年の5か年で実施した。なお盛土材は、鴻巣市内の下水道工事で発生したロームの残土を使用し、県道南側、古墳群東隣の公園拡張予定地にストックヤードを設け仮置きした。造成に並行して、敷鉄板による仮設道路を設け10tダンプカーで前方部に搬入した。総盛土量は約17000m³である。造成はバックホウとブルドーザで行った。施工にあたっては、後円部の見学者に配慮した安全管理、また数年に渡り実施するため盛土の雨水対策に留意した。工事特記仕様書に盛り込まれた関連事項を挙げる。



第94図 墳丘復原工事年度別工区配置図

一般事項

- ・現場内及びその周囲の耕作者等に、運搬土砂等の工事材料を撒き散らしたりせぬよう保守管理に努め、周囲の権利者とのトラブル等を起こさぬよう特に留意すること。また、主な権利者に土砂運搬を含む工事予定を通知すること。
- ・施工中は、一般者の見学利用が行われている後円部墳丘に隣接するため、十分な安全管理を行うこと。また、土取場等他の工事区域内においても一般者が侵入しないように、立て看板やロープ柵等で安全管理を図ること。

造成工事

- ・盛土工事は、一層のまき出しを30cm以下とし、一層ごとに最大乾燥密度の85%以上になるよう十分填圧し、締め固めを行うこと。締め固め度の確認については、監督員の指示により現場測定を行うこと。
- ・盛土にあたっては、現況地盤との間に滞水層を設けないよう十分に配慮を行うこと。
- ・盛土頂上部は、滞留水が生じないよう平坦に均すとともに、雨水が頂上部から速やかに排出されるよう法肩に向かって水勾配を取ること。

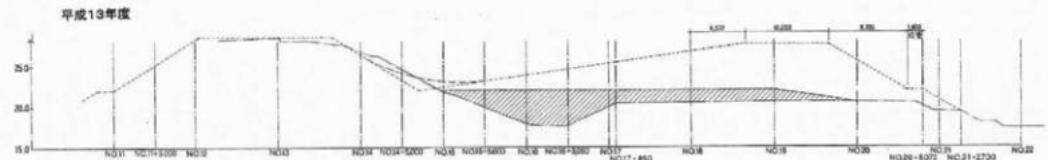
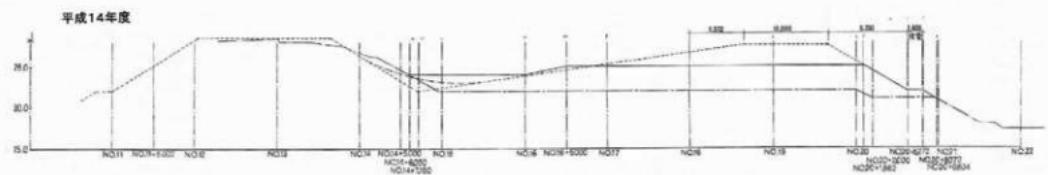
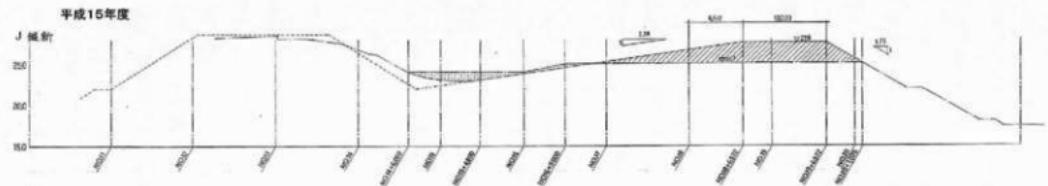
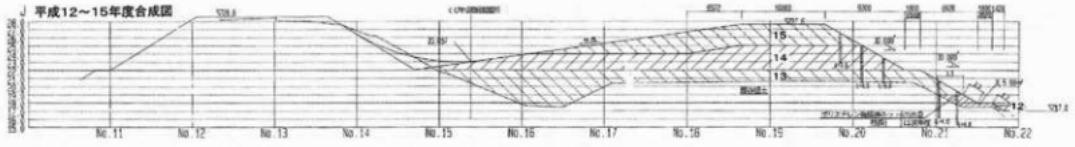
造成工事の記述に先立ち、前方部の復原像を改めて略述しておく。稲荷山古墳はこれまでの調査により二段築成であることが確認され、再下段に基壇をもっている。古墳築造時の旧地表面レベルは17.8mであるが、昭和初期の耕地整理時に、一帯は標高16.5mまで削平されている。現公園地表面はこれに客上で造成しており、標高は17.4mである。周堀底部の標高は16.2mで、遺構確認面からの比高差はごく浅い状況である。復原にあたっては、基壇上面標高を旧地表面の直上にあたる18.0m、墳丘下段上面、すなわちテラス部の標高は、後円部の発掘成果を基に22.0mとした。墳丘上面は、南端に幅16m、奥行き10mの平面台形状の平場があり、そこが標高27.7mの頂部となっている。そこからくびれ部まではスロープとなっていて、くびれ部付近の標高は23mである。

以下、年度ごとに工程を整理する。

平成10年度は、県費事業として、前方部各裾から5m内側に平面台形状の盛土を行った。底面63×33m、高3m、勾配1:2、体積5375.7m³である。上面の標高は、19.5～20mである。平成12年度以降、この盛土を包み込む形で墳丘が造成されていった。

平成12年度は、前方部基壇面の造成と前方部下段下部を造成した。基壇は、確認調査で把握された前方部裾の図上プランを座標化して現地で位置出しを行い、上面の標高を18.0mとして盛土造成した。墳丘造成は、基壇上面から法面傾斜30°を基準に約1～1.5m盛土した。上面の標高は19～20.5mとなり、使用した土量は約900m³である。また、内堀は、当面の仕上げ面を標高17mとし、法面傾斜35°で底部まで仕上げた。なお盛土造成にあたっては、法面の崩落を防止する目的で、松丸太とポリエチレン型ネットによる「しがら柵」を設置した。そして法面造成を行い、完成法面には施工面保護のために種子吹付け工事を行った。しがら柵工事については節を改めて後述する。

平成13年度は、前方部下段上部を造成した。テラス部にあたる上面の標高は22.0m、土量は4740m³である。後円部との擦り付け部分については、盛土崩落の危険があるため、昭和57年に法面造成工事を行った範囲について段切りを施した。しがら柵工事、法面整形工事、完成法面には種



第95図 墓丘復原盛土計画図(1/600)

子吹付け工事を行い、前方部下段の造成工事が終了した。また、造出しは、確認調査で把握されたプランを座標化して現地で位置出しを行い盛土成形した。上面の標高は18.0mである。また、翌年度以降の盛土工事に備え、前方部西側に盛土スロープによる仮設搬入路を設置した。

平成14年度は、前方部上段下部の造成を行った。上面の標高は25.0m、土量は3400m³である。法面崩落防止のため、しがら柵工事と法面整形工事を行い、完成法面には種子吹付け工事を行った。

盛土最終年度にあたる平成15年度は、前方部最上部を造成し、前方部盛土を完了した。土量は880m³、頂部の標高は27.7mである。しがら柵を設置した上で十分な填圧を行った法面整形を行い、完成法面には種子吹付け工事を行った。完了にあたり、盛土用土の仮設搬入路は撤去し、残土は盛土として使用した。周囲盛土・整地工事は、後円部の北から東にかけての内堀と中堤部分に当たる4888m²について、標高17.1mまで盛土および整地工事を行った。現況では16.7～16.8mで内堀の仕上がり上面高よりも低くなるため、平均30cmの盛土と整地を行った。土量は約1800m³である。

2 しがら柵工事（第96・97図）

平成12年度以降、毎年度の盛土造成にあたっては、法面の崩落を防止するためにしがら柵を設置した。しがら柵工事は伝統的な土留め工法で、将軍山古墳の墳丘復原工事に際しても採用された。工程は、①造成した盛土法面の段切り、②杭打ち、③杭間ネット張り、④柵列埋設、⑤法面整形である。杭は、初年度は松丸太（径12cm、長3.5～4.5m）を主体に使用し、基盤層より下に杭が届くようにした。平成13年度以降は、杭を打ち込む盛土の填圧を十分に行い支持層の強度を確保しつつ、松丸太（径12cm、長1.2m）を使用した。杭の間隔は、心心間で90cmである。ネットには、ポリエチレン無延伸ネット6mm×6mm（ネトロンシートZ20）を使用した。

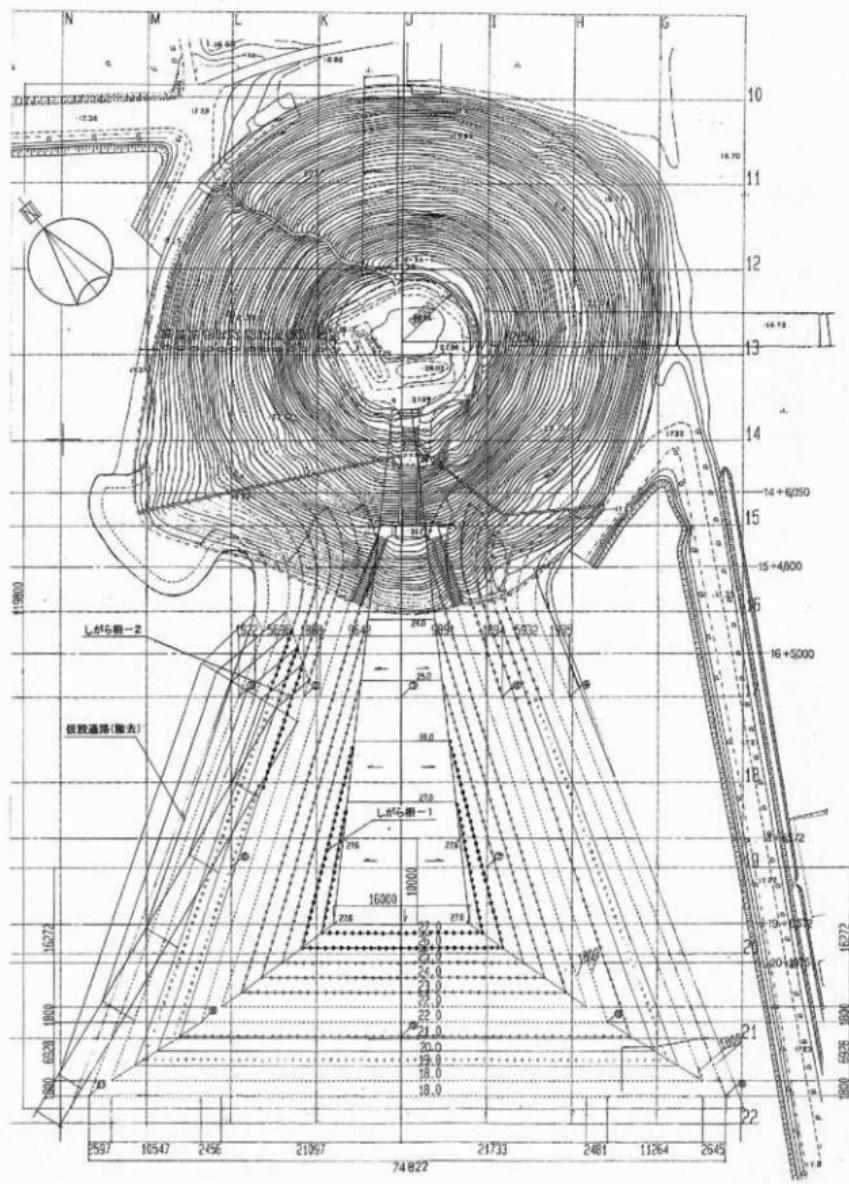
工程を年度別に整理する。

平成12年度は、標高19～20mの間に1段（一部2段）設置した。西面は2段、下段はコーナーから北へ45m、51本、上段は同じく31.5m、36本。南面は下段のみ60m、68本、東面も下段のみ、規模は西面と同じ。延べ150m、170本。

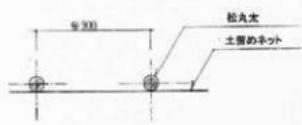
平成13年度は、くびれ部両側の標高19～21mラインにかけて3段設置した。西面下段は9本、中段12本、上段15本。東面下段は16本、中段18本、上段38本、延べ130.5m、108本。

平成14年度は、テラス部の上（しがら柵-1）と下（しがら柵-2）を実施した。しがら柵-2は平成13年度盛土である標高21mラインの南面～東面コーナー付近に70本、テラス外辺である22mラインのくびれ部付近東面24本、同西面21本。しがら柵-1は当年度盛土に伴うもので、標高23～25mラインの3段を3面ぐるりに巡らした。23mライン160本、24mライン120本、25mライン98本で、延べ、しがら柵-1は376m、378本。しがら柵-2は115m、115本である。

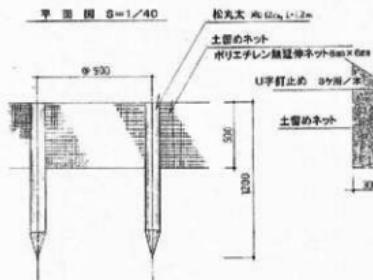
盛土工事最終年度である平成15年度は、最上部である標高25・26mラインに沿った3面（しがら柵-1）と、仮設搬入路取り付き部分にあたる、西面・標高19～21mライン、平成13年度工区南延長部分（しがら柵-2）に設置した。しがら柵-1は25mライン55本、26mライン83本、延べ121m、138本。しがら柵-2は19mライン10本、20mライン8本、21mライン18本、延べ30m、36本である。



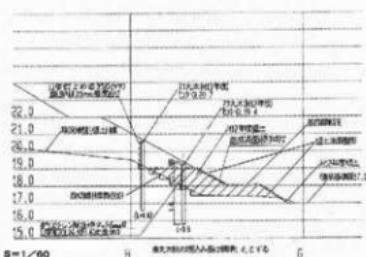
第96図 填丘しがら柵配置図(1/600)



平 面 図 S=1/40



正 面 図 S=1/40



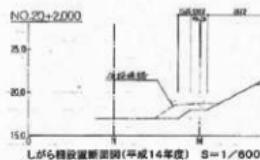
S=1/60

タシ/ロによる締固めを行う

横 面 図 S=1/40



しがら様設置断面図(平成15年度) S=1/600



しがら様設置断面図(平成14年度) S=1/600



しがら様設置断面図(平成12年度) S=1/600

第97図 しがら様詳細図(上 1/40)・同配置断面図(下 1/600)

3 塙丘排水路工事（第98～100図）

復原された塙丘には、流入・浸透する雨水等を排水するための排水路を設置した。年度別に工程を整理する。

平成13年度は、後円部南側既設階段手すり撤去後、くびれ部に厚さ0.25mの洗砂層とその上面に長繊維ポリエスチル系不織布透水シートを敷いたサンドマットを設けた。後円部降水分も含め雨水の集中が予想されるくびれ部には、U字側溝と排水管による排水施設を仮設した。

平成14年度は、塙丘に浸透する雨水等を排水するために段築テラス部に暗渠側溝を全周させ、そのくびれ部両側と前方部南側の計4か所に集水枠を設置した。暗渠側溝は、有孔管を碎石で包み、その周囲を土木用遮水シート、上面を透水シートで覆う仕様で設置した。また前年度くびれ部に仮設したU字溝を撤去し、塩ビ排水管を埋設した。

第2節 内堀修景工事（第94・100～102図）

内堀の修景方法は、協議会での検討等を経て敷砂利による範囲表示を採用することとなった。

工事の工程は、①掘削復原され湛水していた内堀の埋め立て、②埋め立て土上面の漉き取り、③小舗石縁石設置、④敷砂利内部の排水路設置、⑤敷砂利修景、⑥園路整備に大別される。このうち⑥については、塙丘園路の整備と合わせ第3節で記述する。

③は④・⑤に先行して行われる。1辺約10cmの小舗石縁石を塙丘・中堤の縁辺に設置し、盛土縁辺の保護と、遺構の表示を明確にするものである。瓦塙古墳の整備で実施した仕様で、材質は花こう岩製、厚さ10cmの碎石基礎にモルタルで固定する。10mあたり100個の設置を基準として1列に配列した。④・⑤は、一連の工程である。④は、塙丘と内堀敷砂利内部の雨水を周囲の池、水路に排水するためのもので、径150mmのポリエチレン有孔管を碎石と透水シートで覆った暗渠排水路である。内堀碎石層直下に矢羽根状に巡らせ、塙丘裾と排出口付近にはコンクリート製泥だめ樹を設置した。

⑤は、下層の20cmは碎石（φ50～150mm）、上層10cmは洗い砂利（φ25mm以下）を敷く構造である。砂利が完成上面となり、周囲の範囲を表示する。

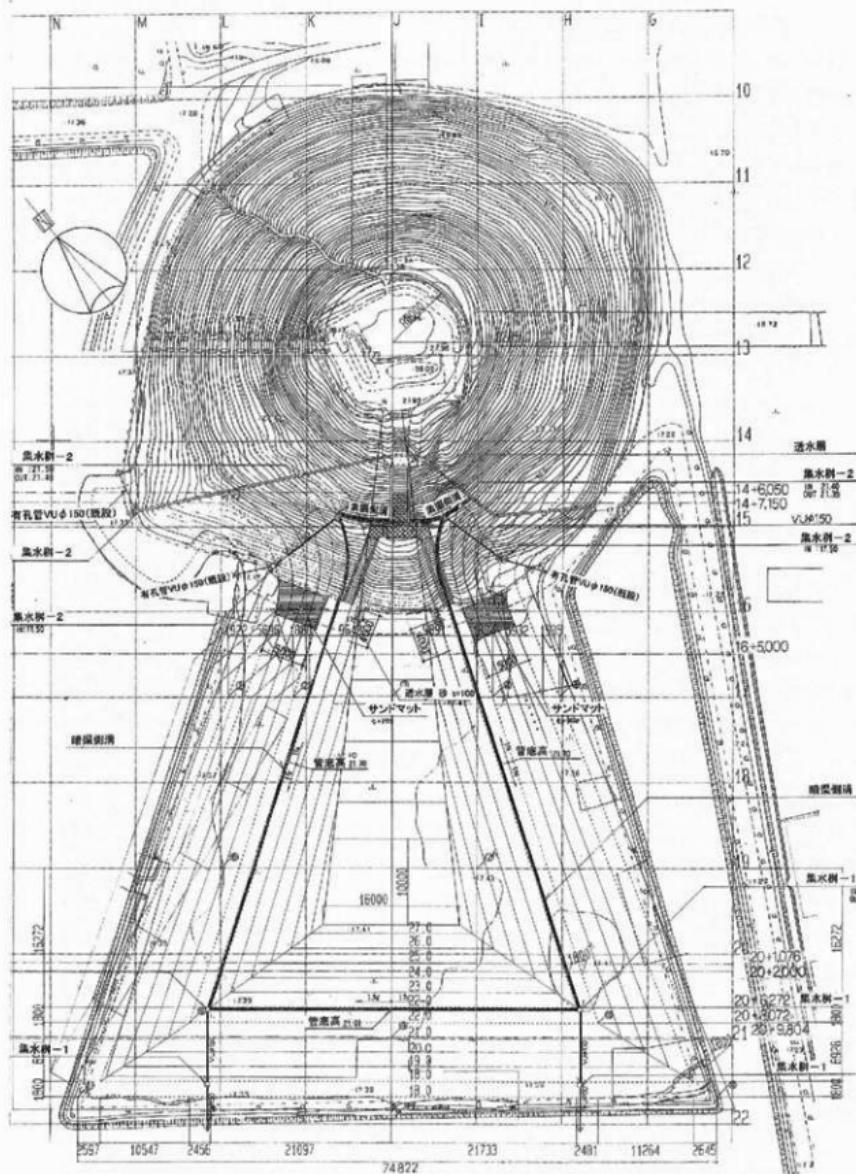
以下、年度別に工程を整理する。

前方部の盛土に着手した平成10・11年度には①を行い、いったん内堀湛水部分を現地表から約0.5m下まで埋め立てた。

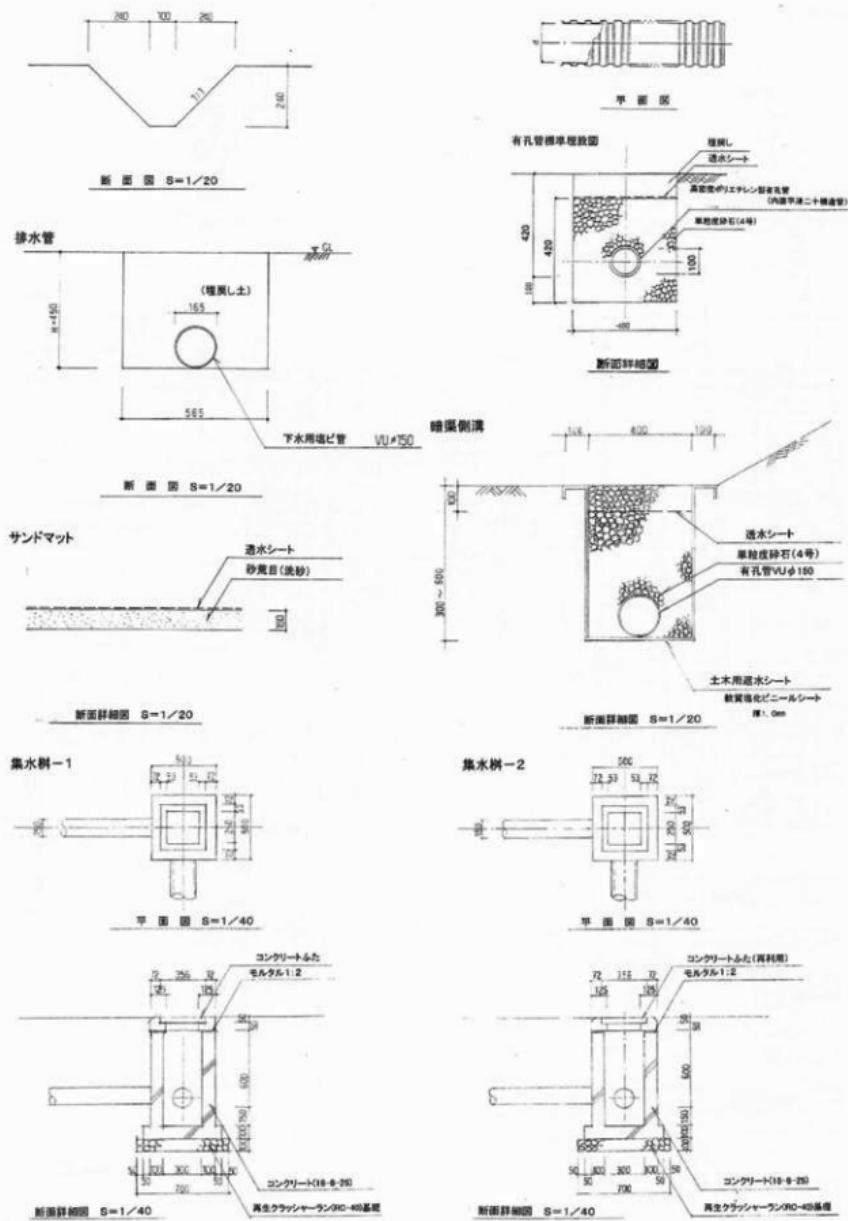
平成14年度には、後円部北西の1000m²について②を行った。仕上がり標高17.0m、平均20cmの掘削である。

平成15年度は、前方部周辺の1900m²について②を行い、標高16.7mまでの平均45cmを掘削した。③は総延長602m分を設置した。

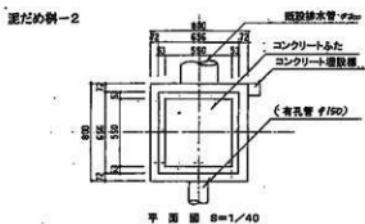
平成16年度～事業最終年度の18年度にかけては、復原工事の主体が塙丘から内堀修景に移った。工区を3か所に分け、年度ごとに順次実施した（第94図）。平成16年度は、内堀西側から南側について④を延長約353m設置した。また泥だめ樹を4か所設置した。⑤は前方部南側西半分と前方部西側南半が完成上面まで出来上がり、前方部西側北半は碎石舗装までとし、上層敷砂利は翌年度工



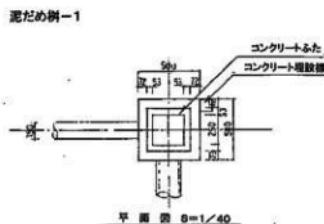
第98図 塗丘排水施設配置図(1/600)



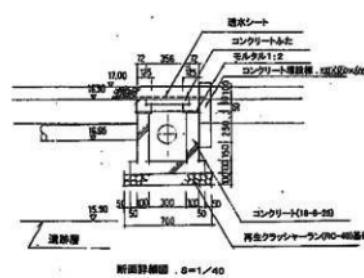
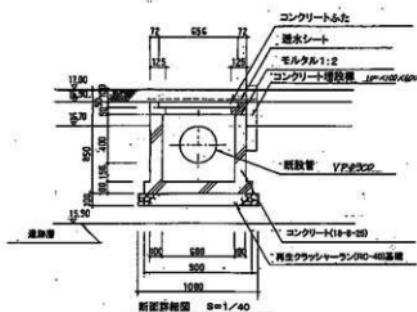
第99図 排水路施設詳細図①(1/20・1/40)



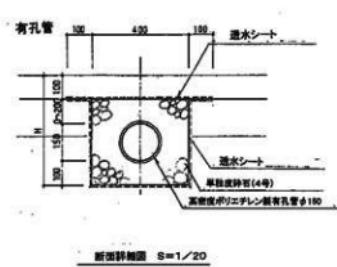
平 面 圖 S=1/40



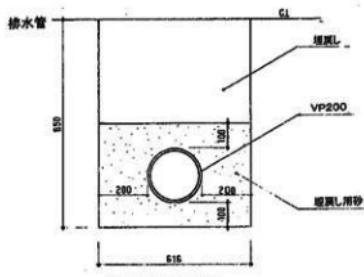
平 面 四 8=1/40



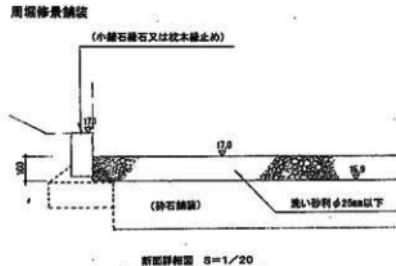
所調解題圖 - 8-1 / 10



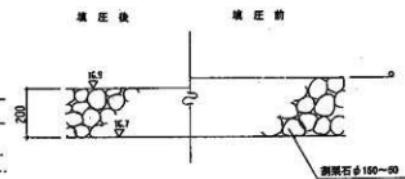
新編詳解圖 S=1/20



断面解剖图 S=1/20

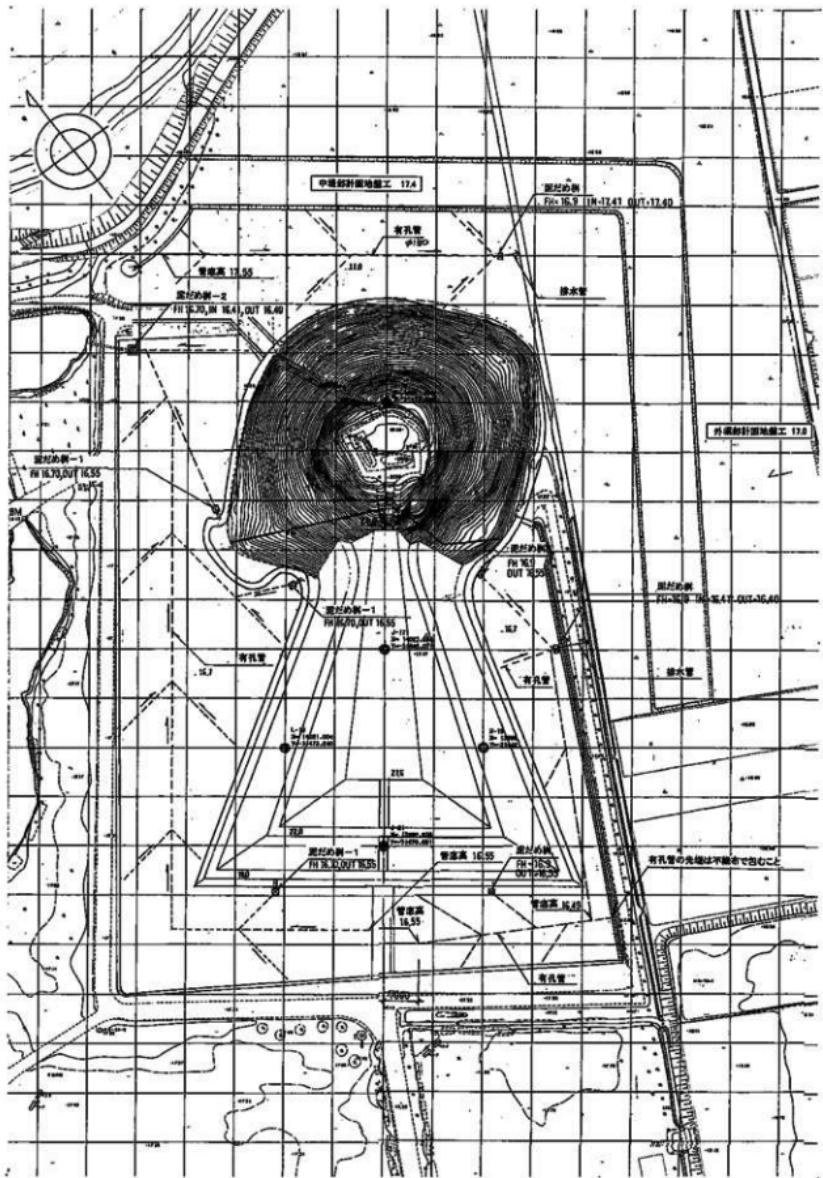


前面詳細圖 5=1/20



前面講述過 $S=1/2$

第100図 排水路施設②周囲修景詳細図(1/20・1/40)



第101図 周囲排水施設配置図(1/1000)

事とした。碎石舗装3500m²、敷砂利1750m²である。また②は12m設置した。

平成17年度は、前方部南側東半及び前方部東側に④を延長199m設置した。また泥だれ枠を2か所設置した。⑤は、前年度工事が下層碎石舗装までであった前方部西側北寄りの上層と、前方部東側を行った。碎石舗装1590m²、敷砂利3380m²である。また②として、翌年度④・⑤施工予定の後円部北側1546.6m²を、標高16.7mまで約30cm掘削した。

平成18年度は、残されていた後円部北側に④を延長123m設置した。また泥だれ枠を1か所設置した。同じ箇所で⑤を1449m²行った。

第3節 園路設置工事（第102・103図）

今回整備前の園路は、後円部西側で内堀を横断し、同西縁を巡って削平された前方部に至り、後円部南側から階段で墳頂部に上る順路であった。前方部復原後は、後円部西側の踏み分け道に階段を整備する一方、古墳の主軸に沿った園路を新設し、西・南側から内堀を横断して墳丘を階段で上り、古墳を縦断できるルートとし、古墳裾部は立ち入れないように設置した。

このように、園路は周堀から墳丘を巡るため立体的で、内容は、①丸太階段工事、②園路工事、③転落防止柵工事、④ロープ柵工事等を含んでいる。見学者の便を図る点では古墳解説板の設置も園路整備に含まれるだろうが、これは第4節で記述する。

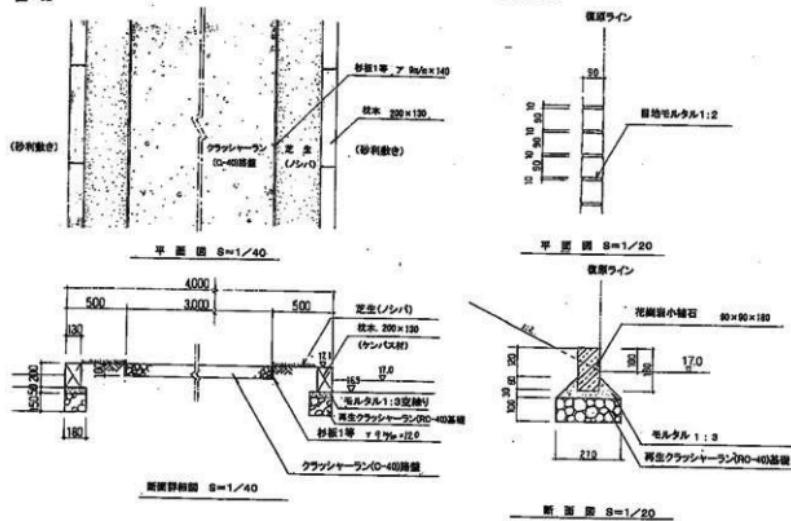
以下、年度別に工程を整理する。

平成15年度は、①として盛土工事の終了した前方部前面の中央部分に杉丸太と砂利による階段合計63段を設置した。手すりは杉丸太枕にロープ2本を通した。また②として、前方部上面の園路設置予定部分を碎石舗装した。①に至る前方部前面内堀には仮設園路を設置した。

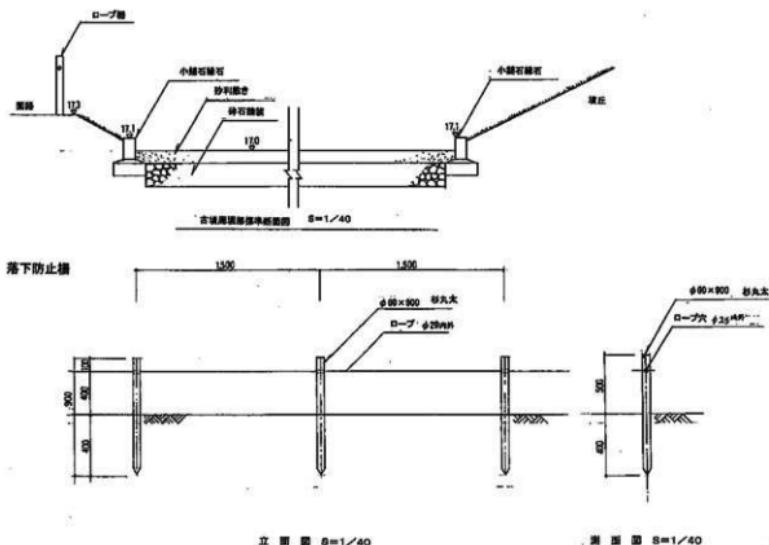
平成16年度は、①として、後円部南側から昇降するために取り付けられていた既存の鋼製階段を撤去し丸太階段に改修した。前年度前方部盛土南側中央に設置したものと同様に杉丸太と砂利で合計33段分を設置した。手すりも同じくロープ2本を通した杉丸太枕を使用した。②として、前方部頂上見学路と前方部前面の内堀横断見字路がある。前方部頂上は、昨年度設置した見学路の碎石路側面の幅2m、長さ50mの未造成部分に野芝を貼った。前方部前面は、昨年度の仮設園路を切土撤去し、内堀修景の完成時の標高に合わせて造成した。幅3m、長さ18mの碎石舗装の路面を造り、両側面に幅50cmの芝貼り部を設け、縁辺は枕木設置によって古墳の内堀との境界区画を行った。両端にあたる内堀の縁部には丸太階段を設置した。③として前方部頂上の縁辺部に径60cm、高さ50cmの丸太による柵を設置した。ロープを1段取り付け、丸太設置間隔は1.5m、総延長は約113mである。

平成17年度は、②として後円部西側の既存園路の撤去を行い、内堀完成時の標高に合わせて造成した。幅3m、長さ33mの碎石舗装の路面造成を行い、両側面に幅50cmの芝貼り部を設置した。縁辺は枕木により境界を区画し、両端に丸太階段を設置した。①では、後円部西側園路両端に丸太階段（5段×1か所、2段×1か所）を設置した。④では、前方部の西側・南側及び園路両側にロープ柵を設置した。

四

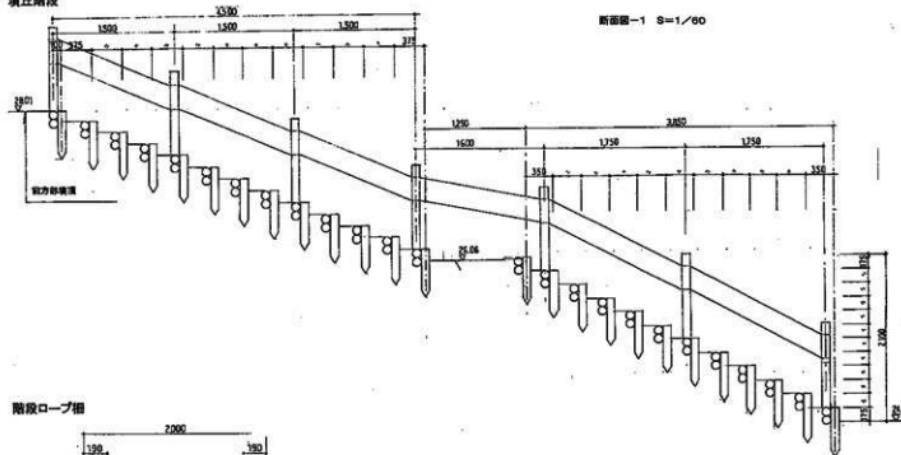


周易修景鉤裝

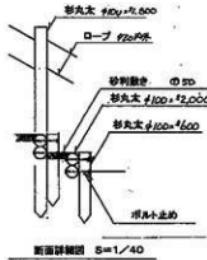
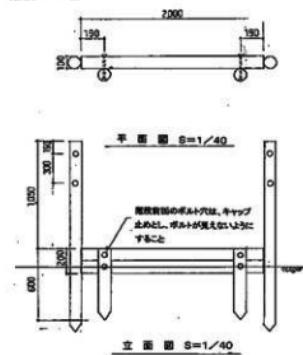


第102図 周辺條量・園路詳細図(1/20:1/40)

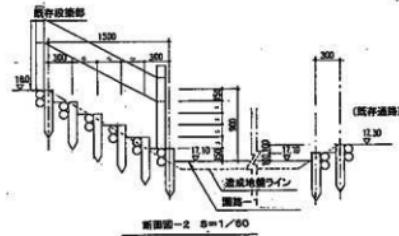
積丘階段



階段ロープ組



周堤階段



第103図 地路階段詳細図(1/40・1/60)

第4節 解説板製作（第104・105図）

古墳復原整備に合わせ、退色の進んだ既存解説板を撤去し、新たな古墳解説板を設置した。表示板の仕様は、当初陶板製を考えたが、美麗である反面コストが高く、いったん製作すると今後の情報更新が容易ではないことなどを考慮し、ハイブリッドカラー印刷を採用した。表示の鮮明さと耐久性に比べ、コストが低い点を考慮した。設置対象は、稻荷山古墳と隣接する丸墓山古墳である。

大小2種あり、仕様は次のとおりである。

A（大型品 2種4点）：幅1060×高1500（mm）

表示板 幅910×高610×厚1.5、アルミ製、ハイブリッドカラー

支柱 75×75・ステンレス鋼角パイプメラミン焼付塗装仕上、R部及びベース部ステンレス鋼 厚1.5加工、化粧材・幅150×長675イペ材

B（小型品 1種1点）：幅610×高1200（mm）

表示板 幅510×高410×厚1.5、A同仕様

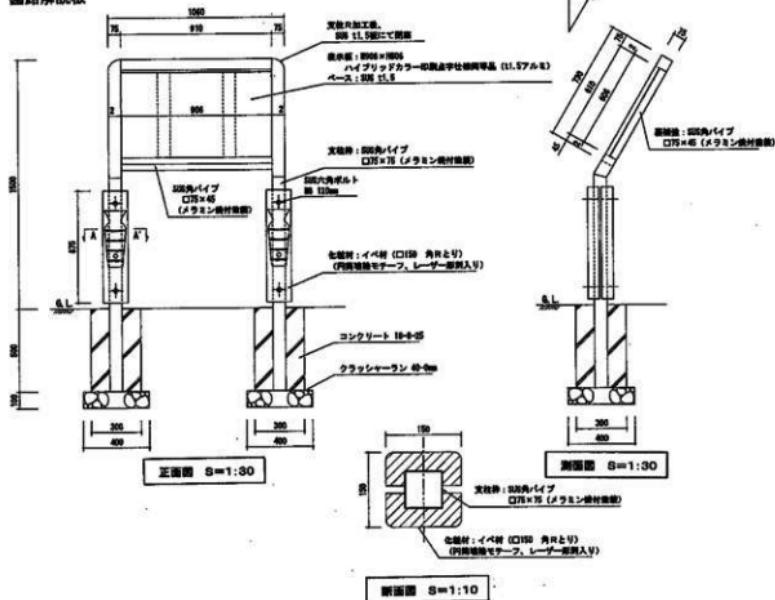
支柱 50×50・A同仕様、化粧材・幅100×長650イペ材

稻荷山古墳は、Aを園路の内堀入口脇2か所に、またBを後円部頂上に設置した。丸墓山古墳は、Aを南北の園路階段脇2か所に設置した。

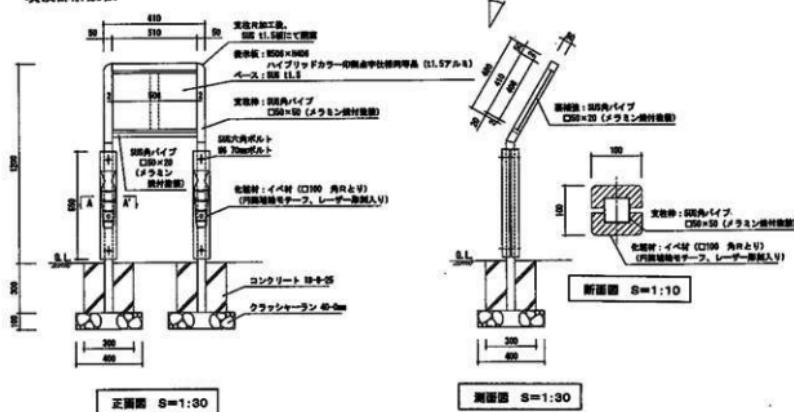
Aの表示板は、向かって左半分に遺構図と写真、右半分に解説文を設けた。図は本来の復原的な姿と現況測量図を合成して表現し、稻荷山古墳では前方部が復原整備されたものであることが分かるように、遺存する後円部とは色を分けた。図の配色は、色覚バリアフリーに配慮した。解説文は、和文、英文（抄訳）、点字（同前）を併記し、中国語、ハングルも検討されたがスペースの制約から割愛された。要点を平易に表記することに留意した。

各古墳に設置されている解説板の多くは経年劣化が進んでおり、塗装が剥離し、情報が欠落したものもある。また設置年度によって仕様がまちまちであり、古墳群としての統一感を欠いている。今後各古墳解説板の更新を進めていくにあたっては、今回のA仕様を基本仕様として踏襲し、古墳群としてのまとまりを認識できるよう、整備していく方針である。

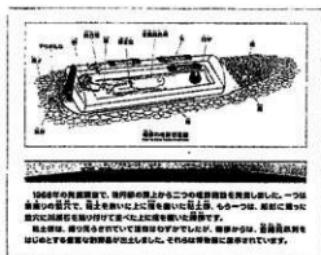
図面解説板



墻顶部解説板



第104図 解説板設計図(立面1/30 断面1/10)



福荷山古墳図面解説版(上)
丸山古墳図面解説版(中)
福荷山古墳頂解説版(下)

第5節 稲荷山古墳復原完了出来高測量図の作成（付図1）

稲荷山古墳の発掘調査と整備事業は平成9年～18年度にわたって実施してきた。前方部復原に際しては、発掘調査の成果を踏まえて、保存整備協議会での充分な検討と協議を経て行ったものである。最終年度に実施した測量の目的は、復原した前方部と内堀を含めた稲荷山古墳の正確な測量を行い、現況の記録作成を行うとともに経年変化を調査するため、保存整備協議会の指導を得て実施したものである。

今回の測量は3次元レーザー測量によって行うもので、埼玉古墳群の調査では初めての測量方法である。これは3次元レーザースキャナを使用して、広範囲で高精細なデータが短時間で取得できるもので、3Dの点群データから平面図はもちろん断面図や3Dモデリングなどが作成可能となる。また、各種計測やCGを作成することも可能となり、経年変化を調査するには現状では最適な方法であるばかりでなく、今後の利用・活用範囲は大きく拡大するものである。

なお、経年変化を調査するには以後の測量が必須であり、その時期については保存整備協議会などに諮りつつ、10年を目安に計画的に実施する必要性をここに記しておきたい。



写真8 3Dレーザーシステムの設置



写真9 機器の設置完了



写真10 測量開始



写真11 復原した前方部での測量状況

第7章 考察

第1節 風土記の丘造成余話

柳田敏司

1 稲荷山古墳の発掘調査

枯風の吹きわたる水田地帯の細い畦道の霜が解けはじめ、黒い短靴は数メートル歩くうちに泥靴となった。乾燥した一面の水田は茶褐色をなして坦々とつづき、その先に枯木の雑木でこんもりとした墳丘があった。遠くからながめると小高い丘陵である。しかしそこまでいくにはところどころ切れて歩きがたい田んぼの畦道をとおらなければたどりつけない。

このような状況にあった国指定史跡「埼玉古墳群」を視察した柳川覺治文化庁記念物課長（当時）は「たしかに雄大な大型古墳で群集している景観はすばらしい。しかしこれを後世に保存するには現況ではいかにも指定のしっぱなしという感がある。従来のような、点の指定保存ということにとらわれず、面としてとらえ、景観のことを考慮した、保存と活用ということで、なにかいい方法がないか」と提起された。昭和39年（1964）もおしまった12月4日のことである。当時国内は所得倍増・高度経済成長政策のスローガンのもと、各地で開発事業の計画がはばなしく打ちあげられ國も地方も開発優先のころであった。

このことをきっかけにし、埼玉古墳群を中心とした環境整備計画の検討をはじめ、史跡公園の構想を練った。そして翌40年に史跡の保存整備計画をたてたのである。

いっぽう文化庁では史跡の公有化と整備ということを重点にうちだし、昭和41年度にその関連事業として史跡を中心としたいわゆる「風土記の丘」建設事業を国庫補助事業として新設した。まさにわが意をえたりであったが、種々の事情により、41年度は必要な用地の買収事業のみにとどまり、翌年から本格的な事業に入った。「さきたま風土記の丘」建設事業の構想は、

- 1 資料館を建設し、埼玉古墳群および周辺地域からの出土品、および民俗資料を保管・展示すること。
- 2 用地を買収して公有地化し、古墳と景観を保存する。
- 3 見学者用の園路、広場などを設置する。
- 4 付近の民家を移築し、民俗資料もあわせて保存、展示する。
- 5 古墳のうち1基を発掘し、遺構を公開保存し、遺物は資料館で保存、一般公開展示する。
- 6 史跡公園とし、修景事業も行う。

などであった。

この事業は国庫補助事業として着々とすすめられ、昭和44年秋には資料館がオープンした。これよりさき昭和43年に、事業の一環として稲荷山古墳の発掘調査が実施されたわけである。

発掘は昭和43年8月1日から実施したのであるがそれにさきだって、周到な準備、打ち合わせをおこない慎重を期した。

稲荷山古墳を発掘対象としたのは、前方部がすでに埋立用の土として除去され、後円部のみがのこっていた姿をしていたからである。ようするに破壊され、定形でなかったことによる。発掘調査

は指導者として斎藤忠東大教授（当時）、三友国五郎埼大教授、小沢国平県文化財保護審議委員があたり、事務局には筆者と、栗原文蔵、増田逸朗の両氏が名をつらね、発掘員は地元住民、國學院大學、埼玉大学の学生諸君の協力をえて実施された。

墳丘は、残存する後円部の径55メートル、高さ9メートル、前方部をふくめた全長は、推定で115メートルである。

発掘は、炎暑の候、流れる汗と泥にまみれ、ときとしては激しい雷雨にあいながら一ヶ月におよんだ。

当初は近くの将軍山古墳、小見真觀寺古墳、若王子古墳の例とおなじく、後期古墳と予想し、石室の探査をしたのであるが、途中から堅穴石室を想定し、慎重にトレンチを設け、掘りはじめてまもなく主体部に突きあたった。

その後、出土品などはさきたま資料館に展示し、一般に公開していたのであるが、鋤の進行をふせぐなど、保存処理を奈良国立文化財研究所の指導により、元興寺文化財研究所に委託したところ、金錯銘文の大発見となつたしだいである。

2 航空写真のこと

「もはや戦後ではない」と称し、産業経済の復興、所得倍増策が叫ばれ、國中が敗戦焼土からの立直りに政府・國民が一丸となって頑張ったのは昭和30年代になってからである。昭和39年（1964）東京オリンピックの開催を契機として、経済の伸展・社会生活の向上・文化的振興等あらゆる面で大発展を遂げた時期である。そして昭和40年代は開発時代となり、各地で各種の開発事業が進められた。新幹線・高速道の建設、大規模な工業団地、住宅団地の造成・地域開発等、旧廃新設の気運は日本列島改造論まで、まさに景気浮揚策絶頂期へと向かった。戦後の復興運動が盛り上がった時期であった。

このように日本全国に開発の波が押し寄せた昭和40年代から、地下に埋蔵され今日まで残されてきた文化財を、開発により破壊されるのを防ごうという気運も盛りあがった。それは埋蔵文化財だけでなく、土地と切離すことのできない「史跡」についても、その保護策の再検討も緊急の課題となった。貝塚・古墳・城館跡・寺院跡などであった。種々の方策が検討されたが、その一つの方法として、文化庁が打ち出した構想が「風土記の丘」建設事業であった。従来の点の保存から面の保存へと拡大し、更に保存だけでなく史跡を整備、公園化して公開し、保護と活用を図ろうとするものであった。この「風土記の丘」構想は指定文化財だけでなく、その立地する環境も保存しようとするもので、当然指定地以外の土地も公有化しなければならない大事業であった。

この風土記の丘構想にのっとり、埼玉県では昭和13年（1938）国指定史跡となっていた「埼玉古墳群」の保存策を計画したのである。昭和40年（1965）「さきたま風土記の丘」建設事業がそれである。「埼玉古墳群」は前方後円墳8基、円墳1基からなる大型の古墳が群在し、関東でも最も大きな古墳群として知られていたが、地元の人々によって、単に保存されているだけで、見学者の便などはあまり考慮されていなかった。

「さきたま風土記の丘」造成事業は昭和42年（1967）から始まった。最初の年は先ず用地買収

が進められ、翌43年古墳の墳丘上に繁っていた雑木の伐開作業を行い、そして発掘調査も実施した。発掘対象となったのが「稻荷山古墳」であった。それは稻荷山古墳は昭和13年（1938）に前方部が崩され破壊されていたからである。（この破壊工事は停止命令が出され、緊急に史跡に指定された。）他の古墳はほとんど完全な型をしていたのである。

発掘は8月1日から実施され、約1ヶ月で第1主体部の調査が終了した。主体部は盜掘を受けておらず、礎櫛は埋葬時から1500年振りに世の中に出てきたのである。出土品は鏡・勾玉をはじめ挂甲・劍・大刀・鐵・鉢・服飾品等多数出土した。

これらの出土品は翌年新築された「さきたま資料館」に展示され、一般に公開されたわけである。

その年の12月、古墳群と公園用地の測量図作成事業が進められた。それまでの測量は平板測量かトランシットによる測量が主であった。しかし今回の場合は広域にわたり、しかも9基もの大型古墳が所在するので、当時開発普及してきた航空測量を依頼することになった。

測量図作成のため空中撮影し、その成果の航空写真を見し、我々はびっくり仰天した。その写真には古墳の墳丘だけでなく、周囲に掘られていた「濠」の跡が、はっきりと確認されたのである。

普通古墳の周囲には堀が掘られており、これを周濠と称しているが、この稻荷山の場合は二重の濠が廻らされ、しかも二重の濠は方形であること二度びっくりしたものである。

この写真を関係者、研究者に送ったところ、重大な発見であると一様に驚き、以後、埋蔵文化財の発見の一方法として、航空写真が重用視されるようになった。航空写真は測量だけに利用されるのではなく、用途が一段と拡大したが、その契機となったのが、この埼玉古墳群の撮影であったのである。永く銘記されるべきことと思っている。整備事業はこの写真より再検討、変更された。

さきたま風土記の丘造成事業は、第一段階の終わった44年、資料館の落成をまって一般に公開された。もちろん稻荷山古墳の出土品も資料館に展示された。10年後の昭和53年（1978）腐食の進んだ鉄製品の錆止めのため、奈良の文化財研究所と相談の上、元興寺文化財研究所に保存処理を委託したのである。5月のことであった。そして9月、図らずも1本の錆びた鉄劍の表裏に金象眼による115文字からなる銘文が発見され、100年に1回、世紀の大発見と大騒ぎとなったのである。銘文については空白の5世紀の日本の歴史を知る貴重な銘であり、この銘文をめぐっては今に至るも研究資料として引用されており、昭和58年（1983）国宝に指定されている。

国指定史跡埼玉古墳群は「さきたま風土記の丘」として、昭和42年（1967）以来、保存整備事業は今に至るも継続されている。当初から環境を考慮しながらの整備は全国の模範とされており、来園者は年間100万人を越すといわれる。今後ともこの整備事業は着々と進められることであろう。整備作業に重要な一翼をなっているのが測量事業である。墳丘、周濠だけでなく、地形を知るためにも。一枚の航空写真が、整備事業の原点となった一つの例として、埼玉古墳群の整備は進められている。



写真12 地下構造の浮かび上がった稻荷山古墳付近の航空写真

第2節 埼玉県稻荷山古墳の重要性

大塚初重

稻荷山古墳の重要性（Ⅰ）

埼玉県行田市字埼玉に所在する稻荷山古墳は全長約120メートルに達する前方後円墳である。1938年（昭和13年）に近隣の沼の埋め立て工事用に稻荷山古墳の前方部が削平され、直径約62メートルの後円部だけが残っていた。1968年（昭和43年）にいたって埼玉県は「さきたま風土記丘」構想の実現のため、この稻荷山古墳の発掘調査を企画した。この古墳が学術調査の対象に選ばれたのは、すでに前方部が失われていたことが大きな理由であったと思われる。2006年度にこの稻荷山古墳の前方部の復原が完了し、68年振りに築造時の姿に戻った。また同時に墳丘をめぐる周囲の復原整備も行われた。

稻荷山古墳の復原整備について重要な手がかりとなった資料は、1935年（昭和10年）頃に当時、帝室博物館の監査官であった後藤守一と考古課職員であった三本文雄が作製した墳丘測量図であった。

後藤守一は昭和年代の早い時期に静岡県磐田市松林山古墳を調査したり、群馬県赤堀茶臼山古墳、藤岡市白石稻荷山古墳などの発掘をしていた関係から、東国各地の撿点的な有力古墳について関心を持っていたのである。埼玉古墳群中の大型前方後円墳の稻荷山古墳に最初に注目して測量したことは、東国、特に北武藏の有力古墳群であり、古墳群中に8基の前方後円墳が系譜的な配列をしている中でも占地関係から初期の古墳であるという認識を持っていたからである。後年、後藤守一が筆者に稻荷山古墳の測量図を示しながら、いく度も埼玉古墳群の重要性について語ったことからも理解されるのである。

稻荷山古墳の重要性（Ⅱ）

古墳時代の研究上、研究対象とする古墳の重要性は、どれほどの古墳情報を提起しうるかという情報資料の多さによる。従って発掘した結果、主体部が盜掘を受けていたり墳丘が一部破壊されていたりした場合は重要度が劣ることは致し方ないことである。

稻荷山古墳は1938年（昭和13年）に前方部が破壊され、その際に墳丘くびれ部付近から出土したと伝えられる高坏を中心とする須恵器一括と若干の土師器が学会には知られており、その形式から5世紀末～6世紀初頭頃と一般的には考えられてきたのであった。

1968年（昭和43年）夏の埼玉県による最初の発掘調査の結果、後円部上の2基の内部主体が確認され、それは砾櫛と粘土櫛であった。第一主体部とする砾櫛は内法全長5.7メートル、最大幅1.2メートル、副葬品には画文帶神獸鏡・勾玉・銀環・金銅製帶金具・鉄刀・鉄劍・鉄鋒・石突・珪甲・鉄鎌・F字形鏡板付轡など馬具一式・鉄斧・鉋・鎌子・刀子・砥石などがみとめられた。第二主体の粘土櫛は全長6.5メートル二段掘り土壙となっているから、木棺の長さは5.5メートル、巾1.1メートルという規模である。長さが5～6メートルに達し恐らく船形木棺と推定される砾櫛・粘土櫛採用の所属時期が問題となる。東国の5～6世紀の砾櫛例は群馬県大泉町古海原前1号墳があり、砾櫛3基と粘土櫛1基という4基の内部主体を持ち、第2号主体の砾櫛からは画文帶神獸鏡が出

土している。千葉県市原市姉崎山王山古墳の粘土櫛からは銀装環頭大刀をはじめ・胡籠・金銅冠・倣製鏡などが発見され、6世紀初頭の遺物相を示している。群馬県太田市高林72号墳では礫櫛から横矧板鉢留短甲が出土し5世紀末葉の年代を示す。

東国とくに北武藏や南武藏において横穴式石室が導入される年代は、6世紀前半と考えられており、群馬県安中市篠瀬二子塚古墳や前橋市前二子古墳の横穴式石室が例に挙げられてきた。茨城県八郷町丸山4号墳の場合では無袖式横穴式石室から滑石製模造品の出土が伝えられており、5~6世紀にかかるとしても横穴式石室の受容時期や人物埴輪と馬形埴輪の存在を考慮すると、6世紀前半という年代が妥当のように思われる。

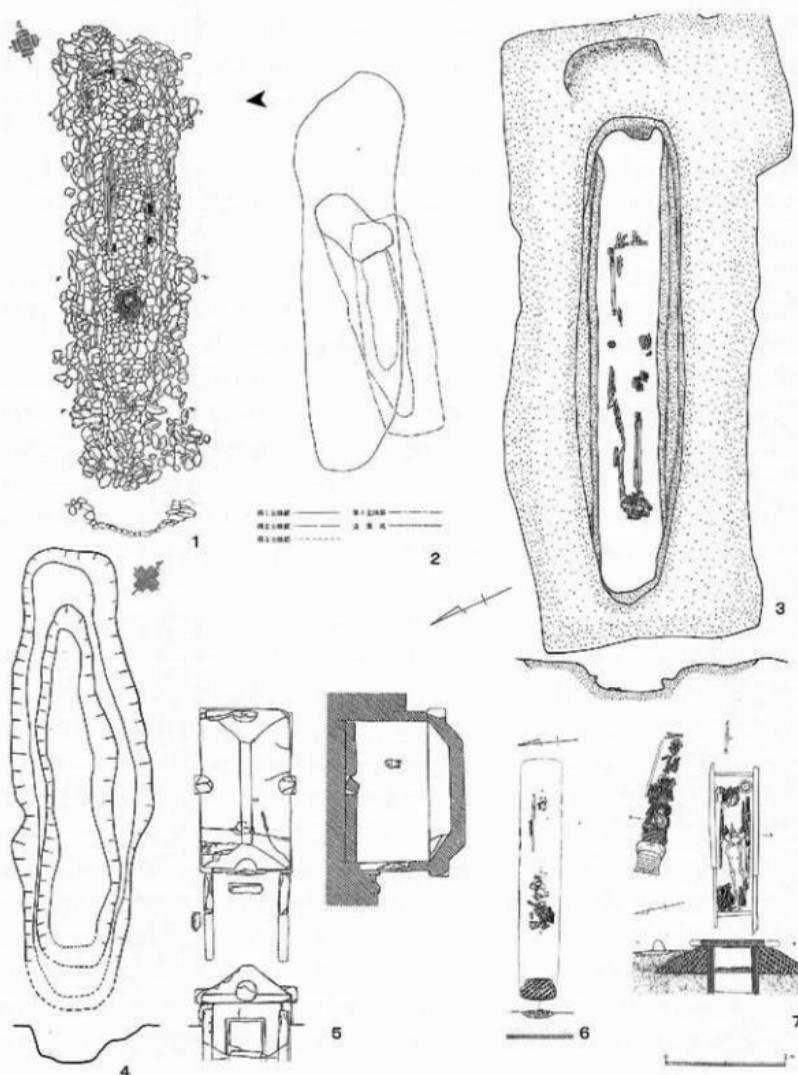
埼玉県稻荷山古墳が礫櫛と粘土櫛を内部主体としており、横穴式石室登場の前段階にあるとすれば5世紀末葉という埋葬年代を考えることも可能である。

稻荷山古墳の重要性（Ⅲ）

稻荷山古墳が日本考古学上、特筆されるべき地位を占めるのは礫櫛から出土した金象嵌銘鉄剣の存在である。1978年（昭和53年）に保存処理進行中の元興寺文化財研究所において稻荷山古墳出土の鉄剣の表裏に115文字の金象嵌銘文が発見されて「辛亥年」に始まる乎獲居臣家の八代をさかのぼる同属系譜と獲加多支歎大王が斯鬼宮にて乎獲居臣が杖刀人首として近侍した状況を記している。「獲加多支歎大王」が日本書紀にいう「大泊漸幼武」大王で雄略天皇であるとすれば「倭の五王」のうちの倭王武であり、「宋書倭國伝」に記す倭王武の上表文（478）の内容から倭王権と宋王朝との冊封関係と、倭王権と国内各地方首長との政治的関係が示される点で重要である。考古学研究における古墳時代研究の目標の一つには中央の倭王権による国内の支配体制、つまり政治・社会構造の解明がある。各地域間の有力な古墳を通じての歴史的な関係は、政治・経済・軍事など多様な関係を示している。1873年（明治6年）に発見された熊本県玉名郡菊水町・江田船山古墳から発見された鉄刀の銀象嵌銘文にある大王名が「獲加多支歎大王」と読めることになった意義は大きい。但し亀井正道のように大王名の読み方にお異をとなえる見解もあるが、古代史研究者の大勢は江田船山古墳と埼玉稻荷山古墳の刀劍象嵌銘文の大王名は「獲加多支歎大王」を承認していると思う。

従って5世紀後半から6世紀初頭にかけての倭王武の治世は、西は九州・肥後地方はもとより東国は北武藏地方までを完全に政治的にまた軍事的にも掌握していた倭王権の支配力を示している点で、稻荷山古墳の歴史的存在の重要性は高い。

稻荷山古墳出土の鉄剣銘文にある「辛亥年」の紀年銘は471年と531年がさしづめの問題となる年号である。「辛亥年」に始まる銘文は主人公である乎獲居臣が、獲加多支歎大王が斯鬼宮に在った折に杖刀人グループの首として奉事していたことを記念し、自分の一門が古くから宫廷警固にたずさわっていたことの顕彰を記したものであるから、稻荷山古墳の礫櫛被葬者が乎獲居臣自身であると想定することもできる。しかしこれまでにも調査関係者が指摘しているように、後円部上における礫櫛と粘土櫛との位置が南側に偏っていて、第三の主体部の存在が推測されている。稻荷山古墳の主軸線をやや外れている既存の礫櫛と粘土櫛の位置を考えると、年代的には先行する可能性のある第三の埋葬施設が存在するかも知れない。埼玉県は10年ほど前に地下レーダーによる探査を



1.埼玉福荷山古墳縄梯 2.古海原前1号埴粘土梯と縄梯 3.姉崎山王山古墳粘土梯 4.埼玉福荷山古墳粘土梯 5.江田船山古墳家形石棺 6.江古田金冠塚古墳粘土梯 7.三味塚古墳箱式石棺

第106図 埼玉福荷山古墳と同時期の古墳主体部実測図

試験的に実施したが、この時には精度的な限界もあって、明瞭な確証を得ていない。

稻荷山古墳に第三の被葬者が存在していることになれば、礫椁被葬者の先代首長であった可能性も出てくるが実証されてない点が弱い。また礫椁被葬者との系譜的な関係も問題となろう。辛亥銘鉄劍が礫椁被葬者の手に何時どのようにして渡ったのか問題であろう。このことは稻荷山古墳の礫椁への埋葬年代の決定に大きく影響する。

倭王権の中核である倭王武と東国北武藏の有力首長との杖刀人としての従属関係を示すものであるから、471年（辛亥年）という年代は、5世紀の後半年代から6世紀初頭にかけての中央と地方との歴史的な関係を示している点でことに重要なのである。

稻荷山古墳の重要性（IV）

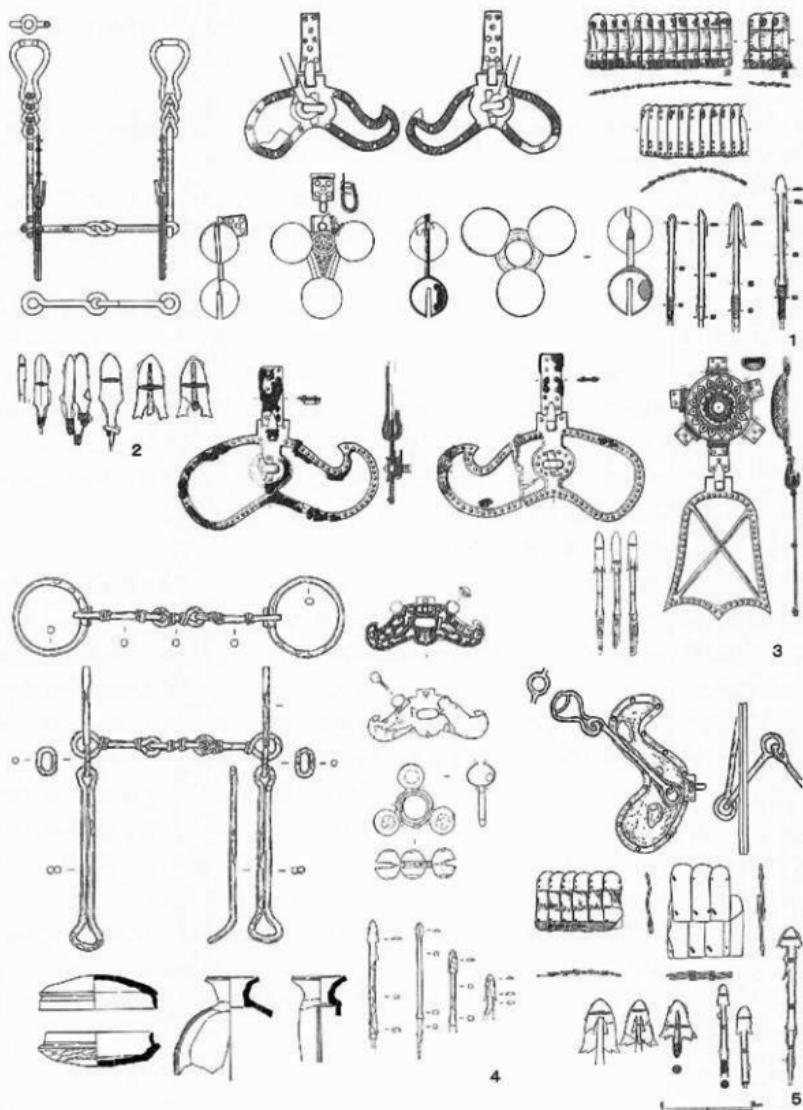
「辛亥」年（471）を認める立場に立つと、稻荷山古墳の礫椁副葬品の組み合わせは、東国をはじめ全国的な5~6世紀の古墳の変遷と編年で大きな影響を与える点で重要である。

稻荷山古墳の副葬品の中で古くから注目されてきたのは、くびれ部付近から出土した須恵器と土師器であり、平成年代の整備事業の際にも埴丘くびれ部付近から須恵器が出土している。これらの須恵器が古墳築造当時のものか、礫椁への埋葬時か、さらに粘土椁埋葬時のものか判断は難しいが、田辺昭三氏の須恵器編年によるTK47型式の中に含まれると考えてよいのではないか。TK47型式の盛行年代を5世紀第4四半期に考えるとすれば、辛亥年の471年が示す年代と不合理はない。おそらく500年前後の礫椁への埋葬年代が妥当なところではないかと思われる。

稻荷山古墳の考古学上の位置づけ

古墳時代の地域的な研究が進展する中で、各地に古墳研究の核となる主要な古墳が存在する。古墳の変遷と編年を詳細に見るとすれば、何よりも古墳の内容が多様でありメルクマールとなる主要な遺物を持っていることが必須な条件となる。関東地方とくに北武藏で稻荷山古墳が考古学上の定點になりうるとすれば、内部主体である礫椁と粘土椁の存在であり、鏡をはじめとする刀剣・馬具・帶金具・鐵鎌などの副葬品の組み合わせであった。鏡では画文帶環状乳神獸鏡が同型鏡を出土した古墳間の関係があり、象嵌銘文を有する刀剣を所有する熊本県江田船山古墳との関係も、馬具の比較論から稻荷山古墳の5世紀末葉から6世紀初頭という位置づけが定まってくる。5世紀末葉という年代を示す定点的な古墳として茨城県行方市の三昧塚古墳がある。埴丘長80mの前方後円墳に箱形石棺と併存する副葬用の木箱とがあり、金銅冠・垂飾付耳飾・刀剣のほかに古式馬具・短甲・珪甲・衡角付冑など、稻荷山古墳副葬品との対比から同時代性が求められる。千葉県では横穴式石室登場直前の市原市江子田金環塚古墳があり、50m未満の前方後円墳の木棺主体部から、金銅装馬具一括のほか大刀・鐵鎌・玉類と須恵器があり6世紀初頭の内容を示している。同じ市原市の山王山古墳は粘土椁をもつ80メートルの前方後円墳であるが、鏡・金銅装環頭大刀・金銅冠・胡簾などが発見されており、6世紀前半期の特色を示している。

これらは埼玉県稻荷山古墳の推定年代より多少、年代の新しい古墳も含まれているが、副葬品中に5世紀末葉から6世紀初頭あるいは前半代と考えられる時代性を示す特徴的な遺物が含まれる。すなわちその古墳の特性一時代性とか被葬者の性格を示す遺品を有する例一が明確に示される古墳は、古墳研究上の地域的な定點となりうるのである。つまりその地域における古墳研究の基準と



1.埼玉稻荷山古墳副葬品 2.綿崎山王山古墳副葬品 3.江古田金冠塚古墳副葬品

4.江田船山古墳副葬品 5.三昧塚古墳副葬品

第107図 埼玉稻荷山古墳と同時期の古墳の副葬品実測図

なるのである。そうした意味合いから埼玉県稻荷山古墳は埼玉県のみでなく、ひろく東国あるいは全国的な古墳展開の中で、「倭の五王」である倭王武と北武藏の首長層との政治的関係を示している点で、東アジアの古墳研究の定点になっている点を強調しておきたい。

今後の課題

埼玉県稻荷山古墳が西暦5世紀後半から6世紀にかけての倭王権の歴史的発展動向を示す重要な古墳であることはたびたび指摘してきた。

115文字の金象嵌銘文をもつ鉄剣が稻荷山古墳の礫櫛内被葬者の左脇から出土したので、最終的には礫櫛の主が所持して黄泉国へ旅立ったのであった。礫櫛の被葬者が乎獲居臣であったかどうか、多くの見解がある。

稻荷山古墳に関する最大の謎は、礫櫛・粘土櫛への埋葬に先行する初代の主の埋葬があったかどうかという点にある。後円部上における既存の2主体部の位置が南に偏っており、不自然な状況であり、古墳時代の5-6世紀代に同一後円部に3、4基の内部主体を有する古墳例もあることから、埼玉古墳群の生成過程を知ると同時に、辛亥銘鉄剣の入手過程についても疑念が解けるかもしれない。

稻荷山古墳は国指定史跡であるが、上述のような古代史研究上の重要課題を解決するためにも学術調査が実施されることを期待している。

さきたま風土記の丘と古墳群の保存・活用

日本における大規模古墳群の保存と活用例は宮崎県西都原古墳群とさきたま古墳群がとくに有名である。両古墳群とも整備が進められているが、前者は広域に良好な状態で保存されている古墳を、より高度な整備手法を用いて古墳の細部を見学させる方向で進んでいる。さきたま古墳群は稻荷山古墳の復原が完了したところで、古墳群全体を如何に整備するか、まだ全体的な整備基本計画が完成したとはいえない。稻荷山古墳の造り出し部の埴輪群調査を進めるか、二子山古墳など他の古墳の整備と区域内の構造物の問題など、まだ未解決の問題が多い。

一方、全国的に展開する古墳整備を見ると、都市公園化する整備が多く、これに対しては自然環境論、環境保全への意識が強くなっていると見られ、現地で見て、歩いて、考える傾向が強い。見学させて教えるのではなく、自分で考え自分で学んで知るという「学びの姿勢」に次第に変化している。サイン（説明板）の内容も将来、かなり異なった要望が出てくることと思われる。

二子山古墳周囲の菖蒲園など将来どうするか、豊後竹田市の七つ森古墳群（国史跡）では墳丘は自然の雑草、その周辺平地はすべて彼岸花という徹底ぶりで、秋の訪問客が激増しているという。

さきたま古墳群全域へのゾーニングで思い切った作戦というか措置をとることを考えてみたらいかがであろうか。